

平成30年9月27日（木）

総務委員会

午前9時00分～午後4時55分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】松尾和男委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】畑瀬副市長

- ・総務部 池田総務部長
- ・地域振興部 古賀地域振興部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○山下伸二委員長

それでは、これより総務委員会を開会いたします。

松尾委員が欠席されるということ、それから、重松委員が遅参されるという連絡が入っておりますので、報告いたしておきます。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のため、現地視察を希望される場合は審査終了までにお申し出ください。

それでは、審査日程に基づき付託議案の審査に入りますので、総務部に関する議案の審査に関係のない職員の皆様は退室いただいて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○山下伸二委員長

それでは、総務部に関する議案の審査に入ります。

まず、第105号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第105号議案 専決処分について（平成30年度佐賀市一般会計補正予算（第3号）） 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑がないようですので、第105号議案の審査を終了いたします。

続きまして、第90号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第90号議案 平成30年度佐賀市一般会計補正予算(第4号) 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○千綿委員

済みません、財務会計システムの改修、改元について、1,000万円弱ついています、繰り越しも当然想定されると思うんですが、要するに来年になればなるほどね、SEとかの確保というのは難しくなってくると思うんですよ。だから、システム自体はで、例えば、平成をこれに変えるということだけなんで、そんなにいっぱい金のかかるとかなという気がするんですが、何でそこまでかかるのか。例えば、データをCSVに変えてから送るだけで、単純に考えたらそんなのも対応できんのかなと思うんですが、そこはどうなんですか。

○山下伸二委員長

2番の7ページの繰越明許のところですかね。

○千綿委員

うん。

○大久保財政課長

基本的にシステムをパッケージのまま、そのまま使っている場合はほぼ手がかからないというふうに言われています。

ただ、この財務会計システムは、文書管理システムとあわせて導入しておりまして、各課の担当課が使いやすいように、かなりカスタマイズをかけているという部分がございます。ですので、それがきちんと動くのかどうかと反映するのかという検証ですね、そういったものにも非常に時間がかかると、労力がかかるというところもございます。

それと、和暦と西暦という考え方があります。西暦と平成という和暦と、それが一部、単純に変換できないという部分が見つかったというところで大きな手がかかるということで金額的にも大きくなっております。以上でございます。

○千綿委員

今ではあんまりようわからんとばってんが、結果的に、当然ながらシステムはパッケ

ージをカスタマイズして独自で組んでいるというのはわかるんですが、要は平成を今度の新しい元号に変えるということがメインなんでしょう。それを西暦に変えられんやっただふぐあいというのは以前からあったわけですか。パッケージのままだといんだけど、カスタマイズしたからだめなんですか。そこをちょっと教えてください。

○大久保財政課長

もともと今回の改元というところで、そのシステムを見たところ、そういうものがあつたというのがわかったというところでございます。

○千綿委員

いや、そんなら、パッケージとして佐賀市だけが使いよるわけじゃなかわけでしょう、当然ながら。ですよね。なかですよね。じゃないんですか。パッケージというのは、例えば、ほかの自治体でも使っているところもあるということなんでしょう。そしたら、そこも同じような予算計上をしているということ。仮に他の自治体もそういった形でそのバグが——バグというのは基本的にシステム会社が持たないかんでしょうもん。うちが持たなければいけないわけじゃなかわけでしょう。要するに西暦から和暦にするときにふぐあいが見つかったというのは、システムを組むときのミスじゃないですか、基本的に。そうじゃないんですか。

○大久保財政課長

そこはシステムを構築する際のところで、ミスとまでは言えないんじゃないかというところで、今回、市のほうで委託料を計上しているところでございます。

○千綿委員

そこはですね——いやいや、今、こういったシステムの改修とかでばんばん金の出ていきよるとですよ、正直。公共工事の比やなかくらい出ていきよるわけですね。だから、そこはもう少し考えてやらないと、向こうのシステムのパッケージであつたわけだから、それがふぐあい、和暦に対するふぐあいと言われたけど、それは契約上どうなっているわけ。パッケージをカスタマイズしたときにはこっちの責任とかなっているわけですか、契約上。そうだったら仕方ないですよ。でも、パッケージからカスタマイズして、西暦から和暦になったときにふぐあいが生じたら、基本、システム的设计のミスでしょう。基本はですよ。

なおかつ、想定しておかなければいかんとですよ、実際言って。例えば、今の天皇陛下がもう84歳か85歳になられますよね。当然、改元は想定しておかなければいかんじゃないですか。平成も30年になっていますから、そんなに永久に続くわけじゃなかじゃなかですか。それは入れるときに想定していなかったんですか。

○大久保財政課長

結果的にそこは想定できていなかったということをおぼざるを得ないというところでございます。

ですから、今後、また将来的にも発生することが考えられますので、そういった場合に

は、そのカスタマイズ部分はどうしてもしようがないんですけれども、極力費用がかからないような対応というのを、今回、合わせてやっていくことにしております。

○千綿委員

ちょっと総務部長に、これはシステムを今どこの課でも持っているやないですか。僕は以前からずっと言っているのは、ICTというのは、今、情報統括官がいますよね。いつも言っていたのは、要するに最終的な地点を見越して逆戻りしてから設計せなだめですよ。いつも言っているんですよ。そうせんと、改修ばかりしていかなければいかんとですよ。最終的にここまで統合してやっていきますよと。いろんな微調整は当然出てくるかもしれませんが、例えば、改元は当然、たしか入れられたのは10年前後でしょう、10年ちょっと前ぐらいでしょう。今、大体そのくらいで入れられとるわけですよ。そうすると、もっと想定しなければいかんわけですよ。改元とか当然あるとわかるわけじゃないですか、通常考えれば。そこをちゃんと見越して設計しておかないから、システム改修で今どのくらいの金額になっていると思いますか、関係各課で。システムを持っているところはほとんどですよ。法律が変わったらシステム改修費、そればかりじゃないですか。そう考えたときに、やっぱりある程度法律の改定も含めて、こういった改定があるというのがわかっているわけだから、それをなるべく少なくするような努力というのをCIOも含めてやっておかないと、はい、1,000万円ですよと、実際、そこら辺の公共工事より高いですよ。

そう考えたときに、やっぱり各部も一緒なんだけど、もうちょっと考えておかないと、システム改修ばかりで、本当にお金ばかり食いますよ、実際。どうなんですか。

○池田総務部長

各部いろんなシステムが入って、カスタマイズしている分、していない分、いろいろあると思います。御指摘を受ける分は、ごもっともだと思います。今後、情報統括している企画調整部と協議しながら進めていきたいと思っています。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

○千綿委員

はい。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑もないようですので、第90号議案の審査を終了いたします。

続きまして、第12号報告について執行部から説明を求めます。

◎第12号報告 平成29年度佐賀市一般会計継続費精算報告書の報告について 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑がないようですので、以上で総務部に関する議案審査を終了いたします。
総務部の職員は退席いただいて結構です。

◎執行部入れかえ

○山下伸二委員長

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

第90号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第90号議案 平成30年度佐賀市一般会計補正予算(第4号) 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。
よかですか。

○千綿委員

先ほどのパソコンの500台、1台当たり20万円になるとかね、単純計算で。

○宮崎情報課長

1台当たり大体それぐらいの金額になります。19万4,076円ぐらいになります。リース料、
税額全部合わせての金額です。

○千綿委員

今、パソコンで20万円というと、かなりスペックがいいやつなんだろうと思うんですが、
今、市販で売っているのはかなり安いじゃないですか。それと比べて、やっぱりス
ペック的には高いんですか。

○宮崎情報課長

スペック的には通常というか、若干高目にしております。CPUでいいますと、イン
テルのCore i5を予定しております。メモリも8ギガを積んで、ディスクに関してはSS
Dを積みますので、速度がとにかく速くなるような形をとっております。

何でこういったスペックを上げているかといいますと、現在、情報系のネットワークと
インターネットを分離しております。そうしますと、仮想環境で今のパソコンで見れるよ
うな形をとっていますので、そこでスピードが遅くなりますと、やはりかなり見ている人
たちがストレスを感じるようになりますから、それを解消するために、ある程度スピード
アップをするためのスペックアップをしているところです。

この金額ですけれども、見積書を業者のほうからとりまして、その見積書に対して80%
を掛けて、それから、リース料率を2.8%で掛けて算出してしております。消費税率は来年の9
月までを8%、10月以降は10%で算出してしておりますので、それで若干上がっているところ
はあるかなと思います。

それともう一点は、今回はオフィス2016を新たに追加で買います。これまでは2012とかをガバメントライセンスで買っていましたので、一回買っておけば何回でも使えたんですけども、今回、新しくライセンスが変わりますので、その分の追加の費用が余計にかかっているところがあります。以上です。

○千綿委員

さっきメモリが8ギガということ。ハードディスクじゃないですよ。メモリが8ギガ。

○宮崎情報課長

はい、メモリが8ギガです。

○江頭委員

済みません、ふるさと納税のところ、決算の中でもかなりいろいろな議論があったんですけども、これは補正予算ですので、今回、平成29年度から見れば3倍。やはりそれでも1,100万円の赤字ということで、3割を守りながら、そのために情報発信の充実とか書いてあるんですけども、要は、とにかく寄附の件数が上がらない限りは、ここの部分というのが赤字解消にならないんですよ。

ただ、今まで確かにサイトの拡充というので、実際、赤字解消ができるのか。新たな——その3割を守りながら、今回はかなりの自治体、その部分でやっていくんでしょうけど、それ以上にここの部分の解消というのは新たに考えられないんですか。何か件数がふえる形ですね。確かに品目もふやしてはいますけど、この500品目の中に、やはりただただふやせばいいというもんでもないだろうし、その辺の見方というのをどう考えられているのか、この補正予算について、今、現時点で、それをお答え願います。

○武富企画政策課長

おっしゃいますとおり、そのままではなかなかふえないという部分はわかっております。あと、サイト数をふやすということに関しては、1つのサイトにそれぞれ個人の情報登録を行います。例えば、私でしたら私の住所、氏名であったり、いろんな送り先というのも全部送りますので、いわゆるサイト1つに1人が登録すると、それが5つにふえる。つまり5倍の人に——2倍、2つから5つですから、2.5倍の人に見ていただけるというような、すそ野が広がっていくという部分が1つあるかと思えます。

もう一つは、今、総務省が言っております返礼率3割を守るということで、いわゆる返礼率競争がなくなる。そうすると、やはり魅力ある商品という部分が出てまいりますので、そういった部分で、佐賀はやっぱり米とかノリという部分は人気商品になりますので、こういったもののPRを進めていくということでふやしていきたいというふうには思っているところです。

ですので、今後はいかに都心部の方を含めPRして、佐賀の米、ノリ、こういったものとか、ほかの特産物に目を引いてもらうかというところが勝負になるのかなというふうに思っています。

○千綿委員

もう一点、この委託料の1億1,400万円というのは、これは要するに返礼品の増加とともに、この金額——これは観光協会への委託、これはもろ1億1,400万円というのは返礼品の部分のほうに考えてよろしいんですかね、この金額は。

○武富企画政策課長

こちらの委託料につきましては、委員がおっしゃいますように、返礼品がほぼほぼでございます。ただ、寄附いただくのに関しまして、当然、処理の手数料というのがかかってまいります。これも1件何ぼというような形で今やっておりますので、寄附をいただいて、その処理をしてもらうことに対しての手数料、これも含めて委託ということにしていますので、ほぼ返礼品なんですけれども、そういった事務費という部分もかかってくるということになっております。

○江頭委員

その手数料というのは、どの品目に対しても一定なんですか、違うんですか。いろいろばらつきがあるのか。

○武富企画政策課長

品目というよりも、寄附額に応じたパーセンテージでいっております。

○千綿委員

決算の中で言われていた、例えば、1万円でも3,000円じゃなかですか。2万円でも3,000円ですと、これは変更になるんですかね。今なっているんですかね。

○武富企画政策課長

その分は今度10月1日からサイトのリニューアルをかけますので、その際に1万円で3,000円、2万円も6,000円というふうに寄附区分の細分化に合わせて、全て一番下限の3割ということで設定しております。以上です。——下限というのは、要は1万円から2万円だった場合には1万円で3,000円、例えば、1万5,000円だと4,500円というふうになりますけれども、例えば、1万4,000円の場合には、これは1万円から1万5,000円の区分になりますので、1万円の3割というような設定に、これは総務省の3割の設定がそういう考え方になりますので、区分の下限の3割部分ということになってまいります。

○千綿委員

数をふやすということを書かれているんですけど、数をふやしたくて件数が上がるとかなという疑念はあるとですよ。要するにあの表を見ても、やっぱり売れ筋というのは米とかノリとか、やっぱり特産物になりますよね。だから、総務省が意図していたのは、地域の特産物を返礼品でやることによってそのPR、地域の振興ができるというのがメインにあるじゃないですか。その品目をふやしても、やっぱり僕はPRの仕方だと思うんですね。もちろんサイトをふやせば、それは上がるでしょう。でも、最終的にやっぱりSEO対策普通そのサイトに行く前に検索をかけるわけですよ。検索をかけたときに、要するに

そのランクが多分5社あって、1から5まで上るかもしれませんが、そのときにでも、例えば——SEO対策はわかりますか。SEO対策、要するにSNSとかでやっぱりPRすることによって、そこに誘導できるわけですよ。そう考えたら、私はSNSでSEO対策をやったほうが効率がいいと思うんですね。もちろんサイトに入れるなどという意味じゃないですよ。サイトは多く入れたほうが当然見る人も多くなるし、ただ、その注目度というのはちょっと考えてもらって、せっかくシティプロモーション室もあるわけじゃないですか。それをちょっと発想を変えてSNS等で発信して、こんなのがもらえますよと。例えば、地域独自のものであったほうが僕は拡散はしやすいんじゃないかなと思うんですよ。

だから、皆さんふるさと納税は多分来年から変わるから駆け込みでことしの年末はすぐなる可能性も高いでしょう。でも、要は地道にやっていくというのであれば、話題性のあるやつを取り上げて、そして、SNSで拡散して、それにつなげていくという方法もとらないとだめだと思うんですよ、とてもじゃないですけど、今のようやり方では、今、目標が赤字をなくすじゃないですか。プラスになりましょうよ、プラスに。ほかのところは、泉佐野市の148億円とか、それは別格なんですけど、上峰町だって、唐津市だって40億円近く上げているわけですよ。うちがプラ・マイ・ゼロというのはないでしょう。だから、もうちょっと頑張って、プラスもプラスで、もっと稼ぐような形で、そういう意気込みでやってもらわないとプラ・マイ・ゼロにならないと思うんですけど、いかがですか。

○武富企画政策課長

おっしゃいますとおり、目標をどこに持つかという部分は、私どもとしては当然プラスということは望みたいと思っております。ただ、現状そこまで——今回、予算を上げる際には返礼率競争の部分が残ったままの状態でしたので、そこに合わせた分で少なくとも思っておりました。ただ、今回、総務省が返礼率は一定にします、それから、地元の特産品しかだめです、この2点についてはかなり厳しく言ってきております。そうなると、今トップを走られていたところがかなり同等の魅力になってくるのではないかなというふうに思っていますので、委員おっしゃいますとおり、情報発信、これは必要になってくると思っております。

そのために一部で佐賀牛キャンペーンみたいな形で、ふるさと納税でこういうのをもらえますよというようなキャンペーンを張ったりとか、それから、今までは観光協会に委託はしていなかったんですけども、今回から新たに、いわゆるサイト内で上位に来るように変更をかけにいくとか、そういうふうに検索にもヒットするようなやり方、それから、情報誌においても、例えば、QRコードを入れるとか、そういうふうに誘導するというところにも力を入れていきたいというふうには思っています。以上です。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

○千綿委員

はい。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにも御質疑もないようですので、以上で企画調整部に関する議案審査を終了いたします。

企画調整部の職員は御退室いただいて結構です。

休憩を取ります。15分再開にしましょうか。

◎午前10時06分～午前10時15分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。

第90号議案を審査いたしますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第90号議案 平成30年度佐賀市一般会計補正予算(第4号) 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

○千綿委員

先ほどの個人市民税の歳入。歳入なんですけど、個人の分が2億7,000万円と9,000万円と固定資産税がふえていますよね。法人市民税とかはふえていないんですか。会社がもうかって多分従業員の給料が上がると思うんですが、当然、法人市民税とかも上がって給料も上がりましたというのか、それとも、法人市民税は上がらなくて個人市民税だけ上がるというのがちょっと解せないんですけど、要は給料だけ上がっているという感覚なんですかね。ちょっと済みません、見解を。

○一番ヶ瀬市民税課長

これは歳入のほうはある程度の確定した数字を上げておきまして、法人市民税につきましては、今後の……。

大体の企業が4月から3月までの営業期間というのがございまして、その後、5月、6月とかに納付されまして、その内容を確認した上でということで、今回の議会では、その補正というところまでは至らなかったということです。

○千綿委員

ということは、個人の給料というのは上がっているのは間違いないと考えていいんですかね。それと、それは例えばパートの給料が上がったとか、何か要因がもしあるのであれば、把握されているならばちょっと教えていただきたいんですが。

○一番ヶ瀬市民税課長

納税義務者の1人当たりの総所得金額というのがございまして、7月1日現在の調査なんですけど、平成29年度と平成30年度では、平成29年度が1人当たりの総所得が302万2,00

0円、これが309万4,000円というふうに7万2,000円アップしております。

それから、納税義務者数でいきますと、平成29年度が11万145人、これが11万1,472人ということで、約1,327人ふえております。こういうところが原因かと思えます。

○山下伸二委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようですので、以上で市民生活部に関する議案の審査を終了いたします。

市民生活部の皆様は退席いただいて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○山下伸二委員長

それでは、地域振興部に関する議案の審査に入ります。

まず、第94号議案と第90号議案は関連いたしますので、一括して審査をさせていただきたいと思えます。

執行部に説明を求めます。

◎第94号議案 佐賀市富士小学校跡地整備基金条例 説明

◎第90号議案 平成30年度佐賀市一般会計補正予算(第4号) 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けしたいと思います。

○野中宣明委員

富士小学校跡地についてですけれども、これは5番の資料の、10ページを見てみますと、全体計画でいきますと、先ほど来、説明があっというように、平成30年度、今年度から工事を始められて、利用開始が平成32年という計画になっています。

交流人口——交流人口というか、いろいろなさまざまな多くの方々に来ていただくような施設を目指されているということでございますけれども、これはこの間の一般質問でも話が上がっていたんですけど、今回の計画の中の施設の一部である体育館施設がいわゆるプロバスケットボールチームの専用練習会場になっているということでございました。これはこの計画がずっとこれまで説明があっという間でも一切触れられていなかった点でございまして、私はちょっと聞かされていなかったわけでございますけれども、この富士小学校跡地で体育館におけるプロチームの利活用といったものは、これはどうやってそういう話になったのか、この経緯をまず説明していただきたいなというふうに思っています。

○百崎地域振興課長

ちょっと済みません、経緯というお話でございますけど、一般質問で総務部長が答弁したかと思えますけど、総務部秘書課のほうが主導で話を進めております。練習場所の話が

あったので、今、野中宣明委員が言われたように、富士小学校跡地の体育館をプロバスケットボールチームが練習で使われておりますけど、これについては、うちのほうは供用開始するまでの暫定利用ということでお話を聞いているところでございます。

○野中宣明委員

暫定利用とか秘書課が主導でやられているって、これは地域振興部ですよ。地域振興部の計画の中で何でそういうことが起きるんですかね。

また、こういうバスケットボールチームが利用するといったことは、今まで研究会に一切出ていないですもんね。いきなりそういう現状になって、そして、この間の一般質問のやりとりでいろいろ少し明らかになってきたんですけども、ちょっと私たちは何も聞いていないもんで、今のような説明だけじゃちょっと意味がよくわからないので、わかる方に説明を求めたいんですけども。

○山下伸二委員長

確かに今まで、4月のときはまだ企画調整部の企画政策課から計画について受けています。その中では確かに屋内体育館については、こういった計画については全く報告を受けていませんでした。その後、機構の見直しがあって、今度、地域振興部の地域政策課のほうで所管されているんですけども、そこら辺のバレーナースの活用については、ほかの総務部の秘書課がやられたということで、今回、基金の2年間分の条例ですね、それと、それに対する繰り入れの補正予算が上がっていますので、今後の富士小学校跡地の改修に対して影響があるということでの今の質問だと思いますので、その経過についてどなたか説明していただくことはできるのかな。

○古賀地域振興部長

わかる範囲でお話をさせていただきたいと思います。

詳細は、先ほど言いましたとおり、プロチームの支援については、今、秘書課が所管しておりまして、サガン鳥栖とかバレーナースの主に広報とか、シティプロモーションのほうで支援しているところです。

そういったところで、今回の一般質問でバレーナースの質問が出たときに秘書課を所管する総務部長が答弁したということでございます。

それから、今ここの施設の財産といいますのが、学校がまだ運営されていたときは当然教育委員会の所管になるんですけども、これが統合されまして廃校になって、その後、普通財産として所管がえをしております。普通財産の所管というのが、今、財産活用課が所管しておりまして、全ての普通財産ですけども。私どもというか、私は以前、企画調整部におりました。この事業にも携わっておりましたけれども、この事業のスケジュールを聞かれたときに、当然、平成32年度ぐらいをめどに供用開始したいという考えを持っているということで、そのときに、体育館はそれまでは使えるのかというお話があったので、工事に支障がなくて、使わない間はいいですよ。ただ、この事業が始まったときには、

当然この事業に影響を与えないように、その間で使用してくださいというお話はした経緯がございます。その後、総務部のほうでバレーナースに対して使用許可といいますか、そういう話と、あと、一般質問でもありましたとおり、体育館を幾らか改修しているというふうに聞いております。

我々が知り得ている範囲はそこまでなんですけれども、詳細については、ちょっと総務部のほうに聞かないと正確なお答えができないところでございます。

○野中宣明委員

改修しているとか、議会に報告もあっていないというのがちょっと私たちが一番懸念するところなんです。何でかという、この計画は地元と佐賀市と練りに練って努力されていた経緯というのは、これは重々私たち議会への説明という報告の中で聞かされていまして、だから、よりよい施設になっていただきたいというのは議会も当然思っていましたけれども、そういう中で、こういうバスケットボールチームが使うというような話なんかは一切「バ」の字も出てきていないんですよ。

それで、この計画の中にまずいきなり入ってきたというのがあって、それが議会にもまだ一切報告がこれまであっていないというのが1つ。それと、さっき言われたですね。これは私も一般質問の中でちょっと耳に当たったんですけども、だって、7億5,000万円、今から計画を立てて予算を議会に上げて、さあ、これからその予算をどうするかということで私たちは審査しなければならないんですよ。でも、施設の中の建物がもう改修されたとなれば、これは何なのかという話なんです。そこら辺のつじつまが全く、これはちょっと今後の審査に影響しますので、今の説明では私は納得できないので、もう少しやっぱりきちっとした説明を求めたいと思いますけど、わかる方で。

○山下伸二委員長

財産活用課の所管ということで、今、部長のほうからバレーナースが使用するに当たって改修という——どういう改修かわかりませんが、この前の一般質問でも何か磨いたとか塗り直したとか、何かそういった発言があったようなんですけど、じゃ、その費用については総務部の所管の中で改修されているということなんですか。

○古賀地域振興部長

恐らく総務部で改修していると思います。財産活用課になると思います、普通財産でするので。

私も一般質問で聞いたんですけど、床を削るという話は聞いておりました。あと、私が見に行ったときに、バスケット台がどうしても小学校と一般では高さとかも違いますので、そういった設備がついていたというふうに思います。

○山下伸二委員長

それでいくと、総務部所管でしょうけれども、それが平成29年度の予算で執行されたのか、平成30年度の予算でされているのかで、ちょっと変わってくると思うんですよ。平

成29年度の決算の中ではそういった説明は多分総務部のほうからは受けていなかったと思いますので、そこら辺の経緯は、どうですかね、総務部の担当に来ていただいて説明を受けることというのは可能ですかね。

(発言する者あり)

今、部長と課長の答弁の中で、ブルーナーズの活用に当たっては、この改修に支障のない範疇で総務部秘書課の所管で話をされたということ、それから、一般質問でも出ていました体育館の改修については、これも総務部の所管でされているんですけども、これが平成29年度の予算で執行されているのか、平成30年度の予算の中でされているのか、その辺がわかりませんので、ブルーナーズの活用と、それから体育館の改修について所管された総務部の担当者のほうを呼んでいただきたいと思うんですけども、時間がどれくらいかかるか、確認してもらってもいいですか。

○千綿委員

部長、今、基金をもらいよるやないですか。それは今、計画を練っているでしょう。どうやって整備しますよという計画をまだ練っていますよね。その前に体育館が改修されたということは、これは当然ながら基金の対象外ですよ。——いやいや、外ですよ。そうすると、結局、支障がない程度というけれども、本来、この基金でできたということも可能なわけじゃないですか。今、計画を練っているのに、いやいや、こっちはもう体育館を補修しますよと。でも、本来であれば、基金の中からそれを出せる可能性はあったということになりはしませんか。

○古賀地域振興部長

補助の対象になるかならないかということになるんですけども、主に本体、建物は丸々対象になると。よっぽどの国が言う生産性革命に該当しない部分があればですけども、本来は全体的な建物がそうなってれば対象になると。あと、ここに駐車場とか広場とかがあるんですけども、これは上限額があります。本体の建物とみなさないで、附帯設備みたいなイメージで、ただし、それは本体工事の何割までですよという上限額があります。今、そのこの範囲まで入れられたかどうかというのは、ちょっと手元に資料を持っていないので、お答えはできませんけれども、もしその枠に余裕があれば、体育館で何かを整備するということは対象になったかもしれませんけれども、1つネックがあって、生産性革命というのは、あくまでも地場産品に付加価値をつけるとか、生産額を向上させるとか、新たに雇用を創出するというものじゃないとだめだというふうになっているんですね。そうすると、体育館というのは、どっちかというスポーツというイメージがつくので、恐らく体育館は外されたんじゃないかなというふうに思います。

○千綿委員

部長、ただ、所管の総務部が——普通財産は総務部だと。以前、企画調整部と、いろいろ転々としておるんですけど、そこは、今、計画を立てている所管の部長と通常は密に打

ち合わせしていかないと、そごが生じますよね。例えば、さっきみたいに僕から質問が出たときに、いや、それは違うかもしれませんと言うけれども、そこは密に相談して行って、基金の申請をしたわけでしょう。これがなるかならんかというのは、それは総務部長とか企画調整部長と話をして、そして、こういう基金を上げているんだということは当然知ってかないかんとですよ。ですよ。いや、どこでされたかわかりませんかと言われても、そんなら、総務部と古賀部長と密な連携をしてしないといけないことでしょう、実際は。同じ敷地にあるわけだから。それで、地域のことはこっちで所管してやっているわけでしょう。ということは、幾ら総務部がやろうが、これくらいやりますよとかいうのは熟知していないとおかしいわけですよ。そうせんと、勝手にやりましたというような、総務部長が、秘書課が所管なんで勝手にやりました、それは連携がとれていない証拠ですよ。それはおかしいと思います。

だから、所管課の一番メインである部がやっぱり密な連絡をとってやっていかんとおかしいでしょう。おかしくないですか。知りませんでしたという話にはならんですよ。いかがですか。

○古賀地域振興部長

これは本当におっしゃるとおりで、この計画の中の一部の施設なんで、当然、密に連絡をとっておかなければいけなかったんですけども、単純に、私としては、この期間だったら使えますよということだけで使ってもいいですよというような返事をしたので、そこはおっしゃるとおり、もう少し詳細に――補助対象には恐らくならなかったとは思いますが、いつまで使えるのかとか、どういった手を入れるのかというのは概略でしか聞いておりませんでしたので、そこは申しわけなかったなと思います。

それと、議会に報告していなかったと、ここはどこが報告するのかというところもあるかと思うんですけども、当然そこはしておくべきだったというふうに思っております。

○山下伸二委員長

今、この件について質疑をやっているんですけども、今、総務部のほうにこちらに来ていただく算段をとっています。ちょっとまだ時間がかかりそうですので、この点、第94号の基金の分と第90号の富士小学校跡地に関する分は一旦ここで中断して、それ以外の――今の段階で聞いておくことはないですかね。

○野中宣明委員

付随するんですけど、支障のない程度と――これはまた総務部が来てから確認したいんですけど、支障のない程度がどういう程度か、限界かというところがポイントになってくのかなと見ているんですね。だから、改修の内容がどうかというのが一番知りたいんですよ。そうせんと、7億5,000万円でプロポーザルにかけて、もう基本設計をやっていますもんね。片や、こっちで基本設計をやって、体育館まで含めて基本設計の絵を描いているというのもあるんですけど、片や、こっちでは改修して姿が一部変わっていると、全

体にもう一回、じゃ、これをやろうとしたときに本当に合うのかなというのが物すごくあるんですけど、そこら辺の確認というのは現段階ではとれているんですか。支障があるのかなのかというラインのところは。

○古賀地域振興部長

当然、これは生産性革命の地方拠点整備交付金というのをいただいているので、公には言えませんが、当然、スポーツ合宿施設としても使いたいという考えがございます。そのために体育館は必要だと、計画の中で思っておりました。

体育館でやるスポーツというのは、やっぱりバスケットとかバレーとか、いろんなものに対応したいということで考えておりましたので、バスケットができるということは、当然、支障がない。バスケットができるようにしていただくというのは、当然、支障がない範囲だというふうに考えております。

それと、あとはスケジュールですね。こっちが稼働するときには、ここの施設がメインで使える、そこに支障を与えないという範囲で使えるということが前提となっていて、それはできるだろうということで考えておりました。以上です。

○山下伸二委員長

じゃ、第94号の基金と、それから、第90号の富士小学校跡地に関する件についてはちょっと一旦ここで中断させていただいて、それ以外の議案の件について。

○川原田委員

循誘公民館の建設事業についてちょっとお尋ねしたいんですけど、今、課長のほうから説明がありまして、ここはもともと何なんですか。空き地ですか。

○村上公民館支援課長

以前はガソリンスタンド、山崎石油があったところになります。

○川原田委員

それで、今、説明の中で、ちょっと済みません、きちっと正確に聞き取れなかったんですが、3件のうち1件が売らないということで話があったんですけども、3件とも買わないと、循誘公民館の建設、それから、その後の運用について何か支障があるんですか。

○村上公民館支援課長

その1件が購入できないと事業が進まないとか建設に支障が出るということは、今のところないと考えております。

○川原田委員

建設に支障がないということだと、予定どおり進めていくということで考えてよろしいですか。

○村上公民館支援課長

そのとおりでございます。

○野中宣明委員

先ほど説明がございまして、この図で見ましても、ぽこっと出ている、これが1件、交渉がちょっとできていなかったというところだと思うんですけども、以前、研究会で示していただいたように、第2次公民館整備計画の中では、敷地面積の基準が3,000平米という形で佐賀市は示されておりまして、今回は敷地面積2,700平米ということなので、実質、あと300平米足りないということなので、それは仮に交渉がうまくいってその買収ができればカバーできるのかなという見込みは感じるんですけども、ただ、課長のほうも、土地交渉に関しては引き続き頑張っていきたいというお話もされたんですけども、これが本当になるのかならないのか、これはちょっと将来的にもわからないじゃないですか。だから、そうなってくると、この3,000平米との整合性、あと足りない部分の、不足した部分の整合性というのほどこら辺で担保されるんですか。完全にその交渉が成立するという強い見込みがあつての話なのか、それとも、もうちょっと期間を設けて頑張れば交渉ができる可能性が大いにあるということなのか、それとも、ほかで何かカバーするということなのか、この辺の基準と照らし合わせた形で。

○村上公民館支援課長

正直なところ、現段階の感触としては難しいというふうには思っています。ただ、今後、事業が進捗するに従って、造成工事が始まったり建物が建ち始めたりという状況の変化によって、今、売却する意向がないというふうにおっしゃっている方も、もしかしたら心境の変化等があるかもしれませんので、その辺も踏まえて長期的に交渉はしていきたいというふうに考えているところです。

面積、2,700平米と3,000平米の部分なんですけれども、万が一というか、今の方が将来的にも売らないという場合、じゃあ、どこかに残りの300平米を確保するのかという話ですけども、現段階で隣接する土地で購入できるような部分は今のところありませんので、そういった場合は2,700平米ということで、循誘公民館の土地としては今の約2,700平米でいきたいというふうに考えております。

○野中宣明委員

地元の方々は、今のやりとりの内容というのはどういう反応を示されているんですか。

○村上公民館支援課長

当然、新しい公民館建設予定地の選定に当たっては、特に、自治会の会長、それから、まちづくり協議会の会長を中心に調整してきまして、地元のほうも、ほかにまとまった土地があちこちにあるわけでもなかったもので、現地建てかえも含めて、幾つかの候補地の中では、今回、説明している土地が一番適地だということで、地元の了承もいただいておりますし、ちょっとまだ公式には地元に入るわけにもいかなかったんですけども、自治会長とかまちづくり協議会の会長にお願いして、ある程度、会合とかでこの土地になりそうだということで、それに対して異論、反論がないかどうかというところを確認してもらえませんかというお願いをして、自治会長会とまちづくり協議会で少し触れていただいて、

反対意見とか異論とか、そういう部分は特になかったということで我々は報告を受けておりますので、地元との調整も現段階では一定程度できているというふうに我々は判断しております。

○野中宣明委員

済みません、私が聞いたかったのは、土地が交渉できて取得ができれば、それが一番いい形かなと思うんですけども、今、私が言いましたように、3,000平米という敷地面積の基準があって、実際2,700平米であると。だから、その部分が仮に果たせなかった場合は、御納得されるのかどうか。

○村上公民館支援課長

その部分につきましても、先ほど言いました自治会長会の会長とまち協の会長には、厳密には今後測量して、実際、2,700平米からどのぐらいふえたり減ったりというのは少しあるかもしれませんが、基準に示す3,000平米にはちょっと足りないけれどもという話はしております、その辺も了承はさせていただいております。

○川原田委員

ちょっとそこに関連しますけれども、さっき説明された、3件のうち2件は売却してもいいよということですね。1件だけがかたくなに売却の意思がないということですが、その方はもともと地元の方なんですか。

○村上公民館支援課長

古くから住まれている方じゃないみたいです。

○川原田委員

いや、古くから住まれていなくても、ある程度地元の方やったら、私は交渉あたりにも、お願いあたりにも、やっぱり地元の先ほど言われました自治会長とか、まち協の役員とか、そういう方たちにもお願いしてやるべきじゃないのかなと。先ほど野中宣明委員が言うように、2,700平米のままでいって、それは新しい公民館を建設したということでも、将来的に、やはりいろんな難癖をつけてくる人がいるのではないかなという予測が立つんですよ。よそはこんなに広いじゃないか、何で循誘だけ狭いんだということで。私はその辺は積極的にやって、ある程度基準を満たしていくような方向で進めていかないと、それは村上課長がいつまでもここの担当じゃないわけで、次の担当者が非常に大変な思いをすることもあるんですよ。その辺についてはどうでしょう。

○村上公民館支援課長

今の段階では、お話は普通にに応じていただいておりますので、その関係性は大事にしたいなと思っています。ですので、しばらくはといたしますか、先ほど言いましたように、今後、測量したり造成したり、目に見える形でこの事業が進んでいきますので、その段階、段階で話をしながら、まずは我々が交渉に当たっていきたくと。

地元の自治会長とか、まち協の会長とかにお願いしたらどうかという話でしたけれども、

そこもタイミングが非常に重要だと思いますので、ちょっとその辺は判断した上で、しかるべきタイミングが来たり、地権者の方の考え方だったりというのが変化の兆しが見られたりしたら、また次の作戦といたしますか、そういったところは考えていきたいとは思っております。

○川原田委員

1つだけ御伝授しておきますけれども、やはりまちには長老というのがあって、その方というのはすごく影響力が、私の経験からみてもあるんですよ。ただ、自治会長とかまち協の会長とかを順番でやっているような校区もあると思うんですけれども、やはりどうしてもこういう事業をやっている中で、先を読んで、どういうふうな形でというのをしっかり見ていくことが大事ではないかなと。

ですから、まず、課長はこの建設地周辺の、ここに影響力のある長老というのをしっかり探して、その辺にも願いますということ。私はこれで大分成功してきていますから、これは参考までに。

○千綿委員

ちなみに、現在の循誘公民館の跡地はどういった考えでいかれるんですか。

○村上公民館支援課長

現段階では具体的なプランというのは持ち合わせておりません。

ただ、地元のほうからは、循誘公民館は別館という割と新しい建物があるんですけれども、そっちのほうは新しいので、例えば、地元の自治公民館の別館みたいな形で使わせてもらえないとか、そういった御要望が今あってはおりますけれども、まずは新しい公民館を建設する、そっちを優先的に——どこの公民館も建てかえるときはそうですけど、進めさせていただいて、ある程度決まれば跡地の活用という流れで今後進めていきたいと思っておりますので、現段階で跡地の活用については具体的に決まっておられません。

○千綿委員

いや、隣にいらっしゃるので言いにくいですけど、嘉瀬公民館も跡地は何もなく、結局、囲いをしてあるだけなんですよ。

(「違う違う」と呼ぶ者あり)

いや、済みません、いろいろあるでしょうけど、やっぱりそこはそこで、ちゃんと地元の人たちとの協議というのは当然していかなきゃいけないと思うので、仮に公民館の分館になったら、それで3,000平米超えるやんねという話も出てくるわけだから、そこはちゃんと方針は方針として持っておかないと、何でもよかよという話にはならないと思うので、そこは持っておかなければいけないのかなという思いがあるんですけど、いかがですか。

○村上公民館支援課長

確かに今も進捗している、建設を進めている公民館もありますので、委員がおっしゃることはごもっともだと思っております。

ただ、それぞれ地域性とか、跡地活用に対する地元の要望とか、そういうのはそれぞれの地区で違ったりもしてきていますので、まずは地域がどういうふうに使いたいかというところは我々も聞く必要はあるのかなというふうに思っています。その上で、じゃあ、その要望に対してうちが応えることができるかどうかというところ、そういう感じで今は考えておりますけれども、なかなか跡地活用について、市の方針をびしっと定めるところは、漠然とこういう感じということではできるかもしれませんが、具体的にこうする、ああするというのはちょっと難しいんじゃないかなというのが正直なところでございます。

○千綿委員

最後に、質問なんですけど、土地収用法があるじゃないですか。それは該当するんですか。例えば、その1件の家に対して、佐賀市が市立の公民館をつくるからということで収用法の対象になるかどうかだけ教えてください

○村上公民館支援課長

収用法かどうかはちょっとわかりませんが、税法上の1,500万円控除は対象になります。

(発言する者あり)

売却された場合です。

○山下伸二委員長

強制収用ができるかどうか。

○村上公民館支援課長

ちょっとそこまではまだ私も勉強しておりませんし、まだその段階ではないかなというふうには思っています。

○千綿委員

いやいや、別にそれは収用せろということを言っているんじゃないで、それが収用法の対象になるかどうかを聞いているわけですよ。

○古賀地域振興部長

定かではありませんけど、通常、収用法を使ったりするときには、道路とかああいうので事業認可を受けている前提でやるのが普通だったかなというふうに思っています。ちょっと済みません、うろ覚えで申しわけないですけど。

○山下伸二委員長

ちなみに、まだ売却の意向を示されないとこの広さ、敷地面積は何平米ぐらいかわかりますか。

○村上公民館支援課長

土地が約140平米です。

○山下伸二委員長

わかりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、一旦ここで審査を中断したいと思います。まだ総務部と調整していただいていますので、地域振興部の皆さんは一旦退室をお願いいたします。また改めて呼び込みいたしますので。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、まだ審査途中ですけれども、先の分を1個だけ進めたいと思います。

決算審査での意見・提言の分でございますけれども、9月11日の委員会においてまとめた決算議案での意見・提言ですが、10月1日の委員会において、附帯決議として採決した上で、10月5日の本会議において決議案を委員長名で提出する運びとなっております。

附帯決議案の文案については、先日の文案から字句の整理をいたしまして、タブレットのホームから常任委員会の総務委員会。——よろしいですか。

それでは、2つございます。附帯決議案、それから、理由・背景ですね、この分について開いていただいてよろしいでしょうか。

まず、理由・背景から。理由・背景のほうを事務局に読み上げていただきますので、確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

◎職員朗読

○山下伸二委員長

まず、この附帯決議に至った理由・背景について皆さんからの御意見をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは次に、その次の附帯決議案のほうをお願いいたします。

◎職員朗読

○山下伸二委員長

それでは、附帯決議案についてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、このような形で10月1日に採決を行いたいと思います。

まだ総務部のほうから時間の調整の連絡が来ていませんので、一旦——まだ時間がかかるとかな。

先に研究会をしてしまいませんか。研究会を昼までにして、午後から仕切り直しで議案の審査を再開というほうが……

○千綿委員

ちょっとごめんなさい、何ですぐ来られんと。いやいや、おかしかろうもん。

○議会事務局職員

今、関係課で打ち合わせをされているみたいです。

○山下伸二委員長

打ち合わせというか……

○千綿委員

現状のまま言ったらいいので。今までの経過を言うだけでいい。

○山下伸二委員長

いや、打ち合わせは確かに必要かもしれんけれども、これまでの経緯を聞かないといけないので、下手に打ち合わせをされると、何か疑念が湧くので、ちょっともう一回確認してもらっていいですか。

○千綿委員

いや、報告だけやけん。経過を聞くだけ。何の打ち合わせの要るかいて言うて。

○山下伸二委員長

ちょっと言ってみて。

○千綿委員

いやいや、そがん別に打ち合わせをするようなことを聞くわけやなかとやけん。

○山下伸二委員長

何か下手に打ち合わせされたら、逆に疑念が湧きますよ。

一旦休憩しましょうか。11時半に集まっていたいでよかですか。

◎午前11時21分～午前11時30分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、地域振興部と総務部の準備ができたようでございますので、審査の続きを行いたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、どうぞ入ってください。

◎執行部入室

○山下伸二委員長

それでは、今、地域振興部に係る第94号議案 佐賀市富士小学校跡地整備基金条例と第90号の富士小学校跡地整備に係る補正予算の審査を行っておりました。その中で、富士小学校跡地の体育館の利用、これが今、バレーナースが利用されている。それは地域振興部のほうからは、この計画に支障のない範疇でということで答弁をいただいていますけれども、どういう経緯でバレーナースがここを活用するようになったのかという点が1点。

それから、先日の一般質問でも体育館の改修がなされたという答弁がっております。本日、先ほどの答弁の中でも地域振興部長のほうからは改修がされているということなんですけれども、この改修の中身、それから、予算がどの範疇で処理されているのか、ここ

のところはわかりませんので、まず、この2点について執行部から説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○財産活用課副課長

2問質問をいただいたんですけれども、順序立てて、バルーナーズのほうは後でもよろしいでしょうか。

○山下伸二委員長

どうぞ。

○財産活用課副課長

まず、旧富士小学校の体育館を改修した理由なんですけれども、平成26年度に用途廃止された旧富士小学校の今後の利用については、企画政策課主導で、今は地域政策課になっておりますけれども、地元と協議を重ねているところです。

うちのほうもいろいろ入っておいりましたので、その中で、旧富士小学校の各施設を調査したところ、体育館の床には経年劣化によるだけではなく、不審者のいたずらと思われる消火器粉末の散乱や投石による窓ガラスの破損、それに、浸入した雨水による床等の腐食とか、ひどく損傷しているのが特に体育館で発見されました。旧富士小学校の体育館については、地元の協議の中においても将来的にも体育館として利用する方向性も示されておりましたので、今以上に床の損傷が進行すれば将来的に床を張りかえる必要が生じて、工事費用の増大が見込まれました。本市の財政上も不利益をこうむることが想定されました。また、体育館を老廃したままにしておく、この地域、古湯地区なんですけれども、生活環境に悪影響を及ぼし、地域住民の生活に支障が生じるおそれがあるとのことから、早急に補修工事を行う必要があると判断いたしました。

また、用途を廃止した教育総務課のほうで補修工事をするにはできないため、旧富士小学校を普通財産として所管を総務部の財産活用課へ移して工事を行い、工事内容については床補修なんですけれども、床補修というのは張りかえではなくて、業者のほうに確認したところ、1回研磨ができると。その上に3回塗布をすると新品と同じような床に仕上がると聞きましたので、その床補修工事。体育館自体が耐震基準を満たしておりませんでしたので、耐震補強工事もあわせて行っております。

また、小学校の体育館でしたので、小学校の体育館として使うのではなくて、普通の体育館として使うような計画が考えられましたので、スポーツ基準に合わせた工事、内容的には大人のバレーボールの1面コート、それと、バドミントンは3面とれるように、あと、バスケットのラインをですね、3種類のスポーツが確実にできるように、ラインをワックスの間に入れて、通常の体育館と同じようなライン引きまでさせていただいています。工事をした内容については以上です。

あと、バルーナーズに貸す背景なんですけれども、この話が出ましたのが昨年の年末、12月ぐらいに話があって、私も現場に行って体育館に入って確認して、そのときは学校の

旧校舎のほうにも入らせてもらったんですけども、そこも投石等があったんですけども、コンクリートなので、そこまでの床とかに傷がついているとかはありませんでした。ガラスが散乱しているのはあったので、今現在はコンパネを当てて、割られている状況ではないような感じで目隠しという感じではさせていただいているんですけども、そういう中で、体育館が相当いたずら等で中に入られて遊ばれた形跡が結構散見されて、南側の窓から雨水が結構入っているのも確認されたので、一応そういう感じで補修したほうがいいのではなかろうかと考えました。

その後、私から言うのもあれなんですけど、2月ごろにブルーナーズというか、サガスポーツクラブから、こういうバスケットボールチームを考えていると、どこか体育館が使えるところはないかという感じの御相談があって、うちのほうとしても、基本的なことを説明しますと、今現在やっているのは専用のコートではなくて、時間貸しでやらせていただいています。申請による時間貸しで許可を出させてもらっています。ですので、ブルーナーズに貸し出したのも4月20日過ぎぐらいにお貸ししていると思います。

そこからお貸ししていますけれども、今現在、ブルーナーズと、もう1つ企業がドローンの研修を体育館の中でしたいと。よそに迷惑をかけるといけないので、そういうので研修会とかを開きたいので、そういうのも使えますかということだったので、その分についてもお貸しするような感じで、あと、そのほかに子どもクラブのドッジボールの——それは会だったと思うんですけども、練習場を探しているんですけど、こういう感じで聞いたんですけどということでお問い合わせが子どもクラブから二、三件、ドッジボールとかバスケットボールチームですね、そこから伺って、あと、成人のフットサルでも使えないかというふうなお問い合わせがっております。一応時間貸しでやらせていただいているということを言いましたので、勤労者体育センターと大和の体育センターがあると思うんですけど、条例がないもんですから、あちらと同じ金額設定をさせていただいて、その条件でよければということで、市内の方で1時間で840円、中学生以下——済みません、ちゃんと覚えていないんですけども、子どもの分は半額ということで設定させてもらって、時間貸しでさせてもらっています。

今現在、ブルーナーズについては朝10時から昼の13時を基本として借りられて、貸し出ししているというふうな状況です。以上でございます。

○山下伸二委員長

今、改修の経緯についていただいたんですけども、平成26年に用途廃止をされて、要は改修された時期はいつですか。

○執行部

改修の時期なんですけれども、12月にそういう感じで行って、1月に平成29年度予算でさせていただいています。

○山下伸二委員長

ということは、平成26年から用途廃止して、ずっと投石とか床の汚れはあったけれども、要は投石があったので改修されたのか、バルナーズが使うということでされたのかでちょっと変わってくると思います。そこら辺の説明は、平成29年度の予算でされているということなんですけれども、決算の中で説明があったですかね。ごめんなさい、ちょっと私は記憶がないんですけれども。

○財産活用課副課長

決算については、既決予算の中でさせていただいて、普通財産管理費の中でさせていただいてまして、その分の詳細な説明は決算等でもしていなかったことについては申しわけございません。

○山下伸二委員長

その分の金額——ちょっとですね、これは普通財産管理費の中でされたということなんですけれども、富士小学校の跡地についてはずっと今まで研究会で説明を受けてきて、一体的に整備するという説明を受けてきたわけですね。今回、基金の条例ができて、基金に受け入れる補正予算も上がっているわけですね。その経過の中で、何でそこだけ普通財産の中でされたのかというのが非常に疑問として上がっているんですよね。その辺についてはどうなんですかね。

○池田総務部長

済みません、おっしゃるとおりといたしますか、昨年末にこの富士小跡地を見回ったところ、先ほど言ったように、かなり投石で穴があいて、そこから風雨が浸入して、床もふつうはニスが塗ってあって、つるつとした床なんですけれども、ここもかなりの損傷が認められて、消火器があったりとか、かなりいたずらが——このままにしていると、いたずらがまた続くかなということ、治安上の問題もあるということで、このままずっとほっておくと、もっと手を入れるのにお金がかかるというところでもって、ここで維持管理経費を使って整備を行うという結論になった次第でございます。

○山下伸二委員長

ちょっとバルナーズが使う経緯まで説明できますかね。一緒にしたのがよかでしょう。どがんですか。ここだけでよかですか。

○野中宣明委員

ちょっとこれはすごいですね、話を聞いていたら。

委員長がさっきから言われているように、費用は幾らかかったんですか。これを教えてください。

○財産活用課樋渡課長

約2,800万円ほどです。

○野中宣明委員

財源はどこから持ってきたんですか。

○財産活用課樋渡課長

普通財産管理経費の中で運用しております。

○野中宣明委員

ということは、課長のところ、いわゆる財産活用課の既決予算でされたということですね。ということですかね。

○財産活用課樋渡課長

はい、そうです。

○野中宣明委員

いろいろさっき御託を並べて説明されたんですけど、これね、全然通用しないんですよ。要は計画にのっかって7億5,000万円で、これで体育館を補修しないといけないじゃないですか、リニューアル。それを何で勝手にやっているんですか、総務部は。それは部署同士の話し合いは当時どうやっていたんですか。これは計画の中での話なんですよ、この施設は。何で勝手にするんですか。そうやって総務部が判断して。

○池田総務部長

先ほどお話ししたように、確かに当時の企画政策課、今の地域振興部のほうでこういう事業があるというのはわかっておったんですけども、現地を見たところ、早急に手を入れないとというところ……

(「いやいや、そうじゃない。いいですか」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

ちょっと待って。まだ答弁の途中ですので。

○池田総務部長

といったところで、維持管理の経費で補修を行ったところでございます。

○川原田委員

いや、部長、そんな答弁で通用するわけないでしょう。今、ずっと話を聞いていると、これだけの金をかけて。緊急性を要する、そういう必要があるのであれば、まず議長、副議長、委員長、副委員長に通さないかんでしょう。私たちはこれはいつも言っているじゃないですか、あんたたち議会軽視じゃないのと。これは議会軽視じゃないよ、議会無視だよ。

そんなの通ると思っているの。おかしいでしょう。今、いろいろ並べて言われること、それが事実であって、しなきゃいかんのであれば、まず当然、議会の議長、副議長に話をして、委員長、副委員長に話をして、所管の委員会で、こういうことですから、これはやむを得んでしょうという形に持っていかなと、こうなってしまうでしょう。あんたたち何でもかんでも自由にできると思っているの。どうですか。答弁できますか。

○池田総務部長

済みません。申しわけありません。おっしゃるとおりだと思います。当時、企画調整部

と総務部のほうで連携が全くとれなくて、議会のほうにお話をする事なく、このようなことをしてしまいました。申しわけありませんでした。

○千綿委員

済みません。決算で何で話されなかったんですか。

いや、最悪、先ほど川原田委員が言われたのが本来は筋なんだけれども、2,800万円という金額じゃないですか。それを何で決算で話されないんですかと。おかしいでしょう。

普通、例えば、加害者がいる場合は損害賠償請求できるじゃないですか。犯人探しはされましたか。鍋島中学校で一遍、水まきがありました。その5人の保護者は650万円補償しているんですよ。いやいや、そのとき、そういう事例があるんですよ。そうであるならば、ガラスを割った加害者をまず探るのが先決なんじゃないですか。損害賠償請求されるでしょう。それもされていないわけでしょう。それで2,800万円を使われて耐震工事をすると。今回の基金が7億円あります。これはエリアに入っているかもしれないじゃないですか。自主財源じゃなくて、要するに国の補助から改修できる可能性もあったわけでしょう。対象になったかもしれないじゃないですか。それはわかりませんよ、要件があるから。それを何で勝手にね、まず犯人探しをするのが筋でしょう。要するに加害者がいるわけだから。それを探して補償を求める。それでもだめだったときは、やっぱりいいですよ。何でそこだけすんなりぱっといくんですか。

平成26年から3年間ほったらかしておいて、何で12月に言われて3カ月で予算がつくのか、私は理解できないんですよ。それで、何で決算で言わなかったのか、説明されなかったのか、そこをちょっと説明ください。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってくださいね。今の質問に対してコメントできますか。

○財産活用課樋渡課長

説明をしなかったのは、ほかに重要な事業の旧大和中央公民館の解体とか市民会館の解体事業とかがメインで上がっていましたので、そちらのほうの説明を主にさせていただきました。済みません。

○池田総務部長

済みません。そうですね、不審者のいたずらの分の調査は行っておりません。

○千綿委員

いや、それじゃ、さっき私が例を出した鍋島中学校の保護者は、確かに特定できたということもあるでしょう。賠償しているんですよ。片や、そっちは賠償して、こっちは何も探さんでそのままやりましたというのはおかしいでしょう、どう考えても。そうじゃないんですか。それは教育委員会と総務部の違いはあるかもしれませんが、でも、施設を管理している者の責務じゃないですか。そうでしょう。

平成26年に一般財源になっているわけだから、その後、3年間ほったらかしにしておっ

て、去年の12月にあったから見たら、早急にしなきゃいけないと、だから2,800万円使いましたと、それは理屈が通らんじゃなかですか。

何で説明しないんですかと言いよつとです。要するに議会に説明しておけば問題ないことじゃないですか。僕たちはそこを言っているんですよ。何で使ったかじゃなくて、何で議会に説明しないんですかと。全部総務部所管やなかですか。連携をとらないかんでしょう。さっき地域振興部にも言いましたけど、何で部長同士で連携をとらなくて、片や、一方で計画を立てよつとですよ。それで、勝手に2,800万円使ってやるということ自体が私は理解できないんですけどね。

○池田総務部長

申しわけありません。先ほどの繰り返しになりますけれども、今、地域振興部のほうと、去年、総務部のほうとの連携がうまくとれなくて、こういった結果になってしまいました。

○江頭委員

予算執行したのは平成29年の何月ですか。

○山下伸二委員長

改修ですね。

○江頭委員

その予算を使ったのは。

○執行部

2月に契約させてもらって、3月中にさせて……

○江頭委員

ということは、あなたたちじゃなくて、前の総務部長と財産活用課の課長も違うよね。あなたたちはこれに正直かかわっていないから、そういう答弁が出てくるから、委員長、これにかかわった、その当時、この予算を執行した人間じゃないと、きちっと説明できないはずなんです。引き継ぎも多分できていないから、こういう答弁が。

だから、この2,800万円を執行した当時の部長、財産活用課の課長、副部長はいましたよね。昨年変わらないですよ。だから、何かあなたたちじゃきちっとした答弁ができないんじゃないのかと思うんですけど。

○山下伸二委員長

決算にかかわることなんですけれども、これだけの計画を今までずっと議会の中に報告いただきながら、所管がえがあったりだとか機構改革があったので、いろいろなっていますけれども、当時のこと、どうしてその予算が執行されたのかがわからないと今回の補正はですね、これはちょっとなかなか皆さんがわかったとって腑に落ちて議論ができないのかなというのは先ほど江頭委員が言われたとおりだというふうに思いますけれども、そこら辺の経緯をきちっと説明していただく方、当時の総務部長、財産活用課長に来ていただくことはできるのかな。

○千綿委員

呼んでよかさ。委員会やけん、よかさ。

○江頭委員

だから、皆さんができないというなら呼ぶしかない。

○山下伸二委員長

どうですか、今、とにかく議会に対する説明不足については認められていますけれども、どういう経緯で2,800万円を使われたということも明らかになりましたけれども、そのときの経緯を改めて当時の担当者なりに聞く必要があるということであれば、改めてその方の出席を求めたいと思いますけれども。

○野中宣明委員

素朴に思うんですけど、これをずっと聞いていたら、今回上がってきた審査に入れなくてもいい。今はその前の段階でつかえて、要はこれは決算なんですよ。決算なんですよ、平成29年度に執行されたということなんで。平成29年度とはっきり言われましたもんね、さっき。だから、決算審査なんですけど、決算で説明もあっていない。ということは、これは決算の再審査に値するような話なんです。

だから、やっぱり分けてすべきなんで、当然、当時のわかる方は必要と思います。

○山下伸二委員長

決算の審査については、今定例会の冒頭のほうで全て審査を終了しています。ただ、そのときに、この富士小学校体育館で2,800万円かかったという具体的な説明はなかったというふうに記憶しています。

そのことと今回の補正予算の審査がリンクして、そのこと自体が明確にならないとこれができないということであれば、その分だけでも決算の審査のやり直しができるかどうかということと、それから、当時の担当者、担当部長、担当課長を呼んでいただいて、当時の経過を詳しく説明していただきたいという委員からの要望が出ていますので、その点について調整していただいてもよろしいでしょうか。

それで、時間的に12時になりますので、一旦休憩をとって、その間に先ほどありました決算の審査のやり直しということができるかどうかということと、当時の担当部長、担当課長に出席いただく調整をしていただきますので、一旦休憩していただいて、13時を目途に再開いたしますけれども、もしその調整が整わない場合は、また改めて委員の皆様には個別に呼び込みに入りますので、一旦ここで休憩させていただきたいというふうに思います。

◎午前11時55分～午後1時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから総務委員会を再開いたしますけれども、マスコミのほうから動画撮影の申し出がっておりますけれども、許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、どうぞ、許可いたしますので。

それでは、休憩前に引き続きまして富士小学校跡地の富士小学校体育館跡ですね、この改修について、午前中、これまでの経緯について御説明いただきましたけれども、当時の担当者の担当部長、当時の担当課長のほうから改修に至った経緯について再度説明を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○畑瀬副市長

済みません、まずもって、このたびは申しわけございません。総務部長として、富士小学校体育館を改修しました経緯、また、その判断について御説明させていただきます。

平成29年12月に佐賀バルナーズの運営主体でありますサガススポーツクラブからバスケットボールの練習のための体育館が佐賀市内にないのかと、探してくれないかという依頼がありました。いろいろ探したんですけれども、どこも予約で詰まっております、バルナーズが使えるような余地がございませんでした。

そこで、現在、その当時使われていなかった旧富士小体育館を見に行きましたところ、かなり傷みがひどかったということがございます。それで、財産活用課に確認したところ、経年劣化ではなく、不審者のいたずらと思われる消火器の粉末の散乱や窓ガラスの破損、それに浸入した雨水による床等の腐食が大変ひどいということが確認できました。

その当時、企画調整部のほうで富士小跡地についての基本構想がつけられておりまして、企画調整部に確認したところ、基本構想の原案の中では、プール等は解体するが、体育館はそのまま残して、体育館として使用するということがほぼ決まっておりますので、使用するのであれば、整備するとしても、あと2年か3年かかりますので、これ以上傷みが激しくなるのを防ぐため、また、バルナーズもそうですけど、地元の皆さんにも一日も早く使っていただきたいということもありまして、将来的に工事する必要がある耐震工事と床の補修、修繕ですね、ここに限らせていただいて、最小限の工事をさせていただきます。

これにつきまして、議会への報告等をしなかったことにつきましては、本当に申しわけなく思っております。

以上が私の判断と経緯でございます。よろしく申し上げます。

○山下伸二委員長

改修の経緯について今改めて説明いただきましたけれども、ただいまの説明につきまして……

○千綿委員

まず、既決予算で2,800万円を出したということなんですが、既決予算ということは、それを織り込んであったということなんですか。要は、既決予算ということは、当初か、どこかの補正か何かで一回議決しているということのように私は受け取ったんですが、ち

よっとそこの説明をまず。

○畑瀬副市長

ちょうど市民会館の解体工事費を9,000万円組んでおりました。それを民間に払い下げることで大きなお金が、不用額が出ておりましたので、それは偶然でございます。それを流用させていただきました。

○千綿委員

だから、通常、そういう2,800万円という金額を流用するのであれば、当然ながら議会に説明する責任というのは出てきますよね。何で説明されなかったんですか。

要は既決だから、財産活用課の既決予算と私は判断したんですけれども、そうじゃなくて、流用なわけでしょう。通常、流用するときは、当然ながら議会に説明するじゃないですか。500万円とか1,000万円以上の金額は説明してくださいとかねがね言っていますよね。それもされていなかったわけでしょう。

それともう一つは、そのバスケットボールの運用会社から言われたから探したというけど、例えば、ほかの団体でも探すんですか。そこだけ特別なんですか。要は、それは支援していくのはわかります。プロのバスケットボールチームを支援していくのはわかるんですが、市民から言われたからといって、例えば、違う団体が探してくれと言って同じことをされるんですか。

○畑瀬副市長

いや、特別扱いたったわけではございませんけど、それもタイミングよくブルーナズが発足したと。それで、将来、B1リーグに上がる有望なチームになるということが前提でしたので、ここは将来のために、佐賀市のためにいいんじゃないかという判断をしました。（「前の流用の分」と呼ぶ者あり）

流用につきましては、本来、決算等で報告しなければならないものを怠ったことについては、重々おわび申し上げたいと思います。

○千綿委員

先ほど副市長が言われたように、当時、企画調整部だったと思うんですが、基本計画を策定している途中じゃないですか。今回、基金が認められておりましたよね。ひょっとしたら、その基金の中で改修もできたかもしれないじゃないですか。それを待たずしてされたわけですから、当時、企画調整部と綿密な打ち合わせをしないと、要するに基金を申請するに当たって、それが対象になる可能性もゼロじゃなかったかもしれないじゃないですか。それをわかられてしまったというのが私はよくわかんないんですよ。

○古賀地域振興部長

済みません、補助対象の件につきましては、実は平成29年度の国の補正予算でつけられた補助メニューです。1次募集が今年の12月にございました。一回そこで申請の事前協議をしたところ、そのときは周辺のスポーツ施設も附帯設備として入れて持っていったんで

すが、スポーツは生産性革命というメニューの中には該当しないよということを言われておりましたので、今回、2次募集をここの7月ですかね、6月から7月に申請しておるんですけども、そのときはスポーツというのを除外して申請したところですよ。

この話を受けたときに、当然、体育館は対象にはならないだろうと。一回、去年の12月にそういうことを言われておりましたので、そこからは外していたということでございます。

○野中宣明委員

済みません、午前中の説明の分と少し整理させていただきたいんですけども、この体育館を改修して、この目的、またはその後の使用ということを考えたとき、午前中の説明では、プロバスケットボールチームだけじゃなくて、地元のほかのいろんな協議というか、地元の皆さんの使用を考えられているということだったんですけど、まず1つお聞きしたいのは賃料、これはどういう契約をされているんですか。

○財産活用課副課長

バレーナースに限られずなんですけれども、時間貸しで、一般の市民の方は1時間840円でさせていただいています。

○野中宣明委員

確認、これはバレーナースも含めて、全て統一金額ということよろしいですか。

○財産活用課副課長

そのとおりでございます。

○野中宣明委員

利用実績は、これまでどうなっていますか。

○財産活用課副課長

バレーナースのほかに、企業の方がドローンの研修会ということで、その企業がトータルで6日間ぐらい、あと、バレーナースは週6日間ぐらい、10時から13時までを借りられています。以上です。

○山下伸二委員長

午前中の説明の中で、ほかの地域の、例えば、子ども会からもとかあったですよ。そこら辺の利用実績はどうですか。

○財産活用課副課長

問い合わせはあっているんですけども、実績はございません。子どもクラブのドッジボールクラブとバスケットボールチーム、あと、成人のフットサルチームから借りられないかという相談は……

○山下伸二委員長

問い合わせはいいです。実績だけでいいですので、実績だけ。ドローンの会社がこれまで6日間と、バレーナースが週6日間の10時から13時ですね。実績はそれだけですね。

○財産活用課副課長

はい。

○野中宣明委員

これは午前中の説明では、いわゆる改修の目的は、劣化、それと何ですか、消火器をまかれとったけん、ちょっと早く対処しないと治安的に悪化していくという部分、懸念ですね。それと、地元から使いたいという要望が上がっていたから、それで早急に話をとんとんと詰めて、三、四カ月間の中で結局整備が終わったというような、午前中はそういった説明だったですもんね。

実際には実績はこれだけなんですよ。これでいいんですか。目的は、そういう目的でこの2,800万円を使っていますよね。それで、結局、実績はブルーナーズとドローンの会社の6日間、これだけなんで、これは目的と実績が合わないですよ。そこをもう少し説明してもらっていいですか。

○財産活用課副課長

そのほかに、自治会長会に説明に行きまして、自治会等で場所を使ったりとか、そういう場合にも申請いただければ、自治会のコミュニティ等で使われる場合については免除とかも考えておりますので、その分についてはということで説明はいたしました。6月の自治会長会にお邪魔して説明はさせていただいたんですけども、その中で、コンベンション等で何か使いたいというお問い合わせは、富士の商工会だったと思うんですけども、お問い合わせは1件あっておりますけど、まだ実績までには至っておりません。以上です。

○野中宣明委員

施設の管理はどこがやっているんですか。鍵とかは誰が持ってあって、または利用される場合は車とかはどこに駐車したりとか、その進入経路がどうなっているとか、そこら辺はどうなっているんですか。施設内の。

○財産活用課副課長

借り方なんですけれども、鍵は本庁の財産活用課が1つと、富士町の総務地域振興グループのほうにお話をして、そちらでも鍵をワンセット預けて、2カ所で申請してもらって借りれるようにいたしております。

駐車場については、数台の分については東側の古湯のメイン通りのほうからではなくて、裏から入れるところがありますので、そこから入ると六、七台は普通乗用車がとまるスペースがございます。どうしても多く入るといふことであれば、メイン道路のほうから——今、平均台2台で車どめをしておりますので、そこを使っていただくような感じで、借りられる際にお話はするようにいたしております。以上です。

○野中宣明委員

私は何で言うかという、実際、私もちょっと現地に行ったんですよ。これは全然この議案と別で、たまたま現地に行った際に、入り方もわからない、進入口がどこかもわから

ない。そして、駐車場はどこなのかもわかんないんですね。鍵は誰が持っているかもわかんない。要は借りられるような状態じゃないんですよ。現地を見たら多分わかる——当然そちらのほうが一番わかっていらっしゃると思うんですけど。

だから、今回この整備したという目的が、現時点で多様な人、多くの方に使っていたきたいというお考えで整備したということを午前中、先ほども述べられるんですけども、どうもその整合性が合わないんですよ。それと今の状況、環境がですね。だから、本当にいろんな方に使っていたきたいのであれば、もう少しそこら辺の整備もないと、目的とやろうとしていることと結果、実績というのが全然ちぐはぐ、結びつかない、こういう状況だと思うんですけど、この点はどう思われますか。

○畑瀬副市長

それについても、私どもの広報とか、地元の自治会には説明しましたが、もっと多くの方に知っていただく努力をすべきだったと反省しております。

○江頭委員

今、副市長のほうから説明を聞いて初めて、ブルーナーズの名前が——午前中の私たちへの説明では、今の総務部長を初め、課長の話では、余りにも体育館の被害、いろんな投石があったり、これ以上朽ちたら大変なことになるから、この2,800万円を使って改修しましたと。副市長は、いや、ブルーナーズからまず要請があつて探したけど、たまたま市民会館の整備のお金が、民間に払い下げになったから、これがあつたから使つたと。

今、皆さんが疑問を持つのは、今の総務部の体制と今の副市長の話が全然違うんですよ。私は違うと。聞いていて、今の総務部の認識では全然そういうブルーナーズの要請があつたなんて一言も午前中に出ていない。この辺がね、要するに何で急にここがまた——この富士小学校の部分は平成26年の廃校からずっと地元の人たちと、また、議会にもきちっと説明があつて今日まで来ているわけですよ。皆が驚いたのは、何でここの体育館だけこんな大きな金をかけて改修したんだと。それは午前中に言ったときには、いや、これ以上荒れ果てたら大変なことになる。よくよく聞いていたら投石があつたどうのと。投石は校舎側が物すごくひどいらしいんですね。地元の人にさっき昼休みの時間にいろいろ話を聞いてみたら。何か話が、きちっとやっぱり説明が、やっぱり私たちに——全然午前中と午後の話も違う。それから、さっき既決予算の話が出たけど、そこで説明できなかつたら、当然、この9月定例会は決算審査なんですよ。決算審査でも一言も出ていない。だから、私は議会の中でね、これを私もわからんような形で、本当に意図的に何かやっているふうにししか見えないんですよ。決算にも出てこないんですよ。だから、そういうところは、あなたたちはもうちょっときちっとした説明が——本当にブルーナーズがこういう大事なあれだから、プロバスケットチームの育成のために、どうしてもこういう形でまちづくりのためになるという理論的な話が前の時点でも出ていたら私たちも審議することはあるんだけど、こういう使い方をやられたら、まして一番ここ——当然こんな話が今度の補

正予算のこの議会で、当然、審議をやる富士小学校の部分というのはわかっていたはずなんですよね。このあたりは私は不思議でならないんだけど、あなたたちの今回の体育館の改修という意図が。その辺はもうちょっときちっとやっぱり説明すべきだと思うんですけど、どうですか。

○池田総務部長

済みません、午前中、ちょっと言葉が足りなかったと思います。直接的な体育館の改修というのは、やっぱり中が荒れていて、治安が悪くなって、これ以上放っておくと、また利用するときに物すごく改修費がかかるということが直接的な部分なんですけれども、同時並行して、地元からも利用できないかという話があったこと、それから、先ほど副市長が言ったようにブルーナーズからも話があったということで、どっちかというのと、同時並行で進んでいたということでございます。

○江頭委員

さっき地元の実績はゼロじゃないですか。ドローンの会社だけの話なんですよ。地元から要請があったなんていう話をするからまた——実績は今報告どおりでしょう。それで、週6日だったら、ブルーナーズがずっと毎日使っているということしかないから、ブルーナーズのためにやるならやっとなら、それはちゃんとした説明があれば私たちは納得すると言っているじゃないですか。

だから、午前中と午後の話をきちっともうちょっと説明をお願いしたいということなんですよ。

○山下伸二委員長

それと、使用実績の中で地元からもいろいろ問い合わせはあった。でも、結果的にないですよ。それは、例えば、ブルーナーズが6日使っているから、そこをあけてまでは貸せなかったとか、問い合わせはあったけれども、最終的に向こうから使用の申請がなかったのか、その辺のところも少し説明していただかんとだめだと思いますよ。

○財産活用課副課長

地元からの問い合わせなんですけど、まだ使う日にちが決まっていなかったというのもあるんですけども、富士の商工会の方からだったと思うんですけども、問い合わせがあったのは、医師会関係のコンベンション関係の会議を古湯地区でするので、その会場の一部として使えないかという相談は一応あった……

○山下伸二委員長

いや、だから、それ以外にも、例えば、子ども会で使えないかとかいろいろあったんですよ。そういう要請があったので、それもあって改修しましたという話じゃないですか。でも、実際どこも使われていないですよ、そのドローンの会社とブルーナーズ以外は。だから、使えなかったのは、結局、向こうから申請がなかったのか、相談はあったけれども、申請がなかったのか、申請があったけれども、ブルーナーズが使っている時間な

んで使用できませんよということがあったのかということを確認しているんです。

○財産活用課副課長

説明が下手くそで済みません。申請は最終的に上がっておりません。バルーナーズのほうにも、時間貸しでやっておりますので、ここで使いたいというお客さんがあったら、バルーナーズのほうは融通はしますというお答えをいただいておりますので、そのローンの関係でも申請があったときも、こういう使い方をされますということで言って、そのときは時間はここまでとか、それは融通はきかせるということでバルーナーズからは言われております。以上です。

○山下伸二委員長

地元の要望が本当にあったんですか、要望が。使われていないという実績の中で。

今、バルーナーズと地元からの要望とあったとおっしゃいましたよね。でも、地元からの要望があったといいながら、結局、実績はゼロですよ。本当に要望があったと言えるんですかということを確認したいんですけれども。

○財産活用課副課長

実績はまだ上がっておりませんが、以前、自治会長会、その貸せませうというときの前に伺ったときには、地元としてもあそこが使えるようになったらという感じで、お問い合わせは、自治会長から伺ったのはあります。しかし、使うところまではいっていないというのが現状です。

○山下伸二委員長

それを要望というかどうかですよ。改修に至った理由としてのですね。そういった話があったけれども、そういった話は幾らでもある話ですからね。

○野中宣明委員

いや、さっきからいろいろ言われるんですけど、多分ここは使えないですよ。何か会議とか今言われたじゃないですか。コンベンションでそういう問い合わせがあったとか。どうやって使うんですか、あそこの会場を。いや、本当に。やっぱり見たら、本当にえっと、こんなのでできるのかと思うんですよね。だから、要望が本当に上がってきているのか。結果がなかったというか、実績がなかったというのは、多分使えんからじゃないと思うんですよね。結果的にですね、状況として。だから、それは何かつけ加えの話にしか聞こえないんですけどね。本当なんですか、それ。今、全部言っていることは。どうですか。

○財産活用課副課長

うそではありません。私は伺いましたので。

○山下伸二委員長

うそでしたとは言われんやろう。

○川原田委員

いや、少し整理して私もお聞きしたいんですけれども、バルーナーズを佐賀で一生懸命

やっていく。私はスポーツ振興、またはまちの発展のために何ら問題ないし、私は大賛成だなどという気持ちはあります。でも、前の段階なんですね。これは前の段階。バルーンがどうこうじゃないと思うんですよ。本当にこのやり方というのは、あなたたちは余りにもずさんだし、むちゃくちゃだし、きょう午前中の説明を聞いていても、何か後づけしたような説明ばかりされるんだけど、じゃ、そういうふうなことがあったとすれば、例えば、ずっと話を戻しますけど、じゃ、警察に被害届を出していますか。どうしても必要だということで。ちょっとまずそこからお答えください。

○山下伸二委員長

午前中、投石があったとかいう話で、被害届は出されていますか。

○畑瀬副市長

出していないと聞いております。

○川原田委員

いや、まず第一歩はそこからでしょう。そして、被害届を出して、犯人探しというわけではないんですけど、やって、もしすぐ必要であれば修理を建てかえてでもやります。もし犯人が見つかったら、それを弁償してもらいますよというふうな形に持っていくのが普通でしょう。だから、どうしても説明を聞いていると、後づけ、後づけにしか聞こえないんですよ。

そんなんでも議会で納得してくださいと言われても、できるわけじゃないですか。どうですか。

○畑瀬副市長

おっしゃるとおり、バルーンの話が来て、私が現地に見に行っていなかったら、そのまま、どうせ改修するときに一緒にやればよいという判断だったと思います。ただ、私が現地に行って、ここの修繕をしたらバルーンが使えるという判断をいたしましたので、早急にさせていただきました。それは本当に申しわけございません。

○川原田委員

それはそれで、一つの答弁として受けとめますけれども、であれば、早急に改修が必要だと。バルーンが使えるために早急に改修が必要だということであれば、まずは議長、副議長、それから、委員長、副委員長にこうこうでやらないといかんから報告します、後できちっとした御説明を申し上げますというふうなこと、これがやっぱり執行部と議会の手順じゃないですか。そういうことも一切やられていないでしょう。

○畑瀬副市長

議会担当の総務部長として、本当に申しわけないとしか私は言いようがないと思います。

○川原田委員

いや、それは申しわけないとされると、これ以上言ったら何かいじめみたいになってしまいますけれども、やっぱり私はそこをきちっとやっていかないと、当たり前のことを

やっけていても何か言わないといかんようになってくると思うんですよ。だから、冒頭で申し上げましたように、私はブルーナーズ、サガン鳥栖と一緒に、やっぱり佐賀のまち、佐賀県を活性化するために、ああ、いいことをやったなと、新聞で見ている範囲では私はそう思ったんですけども、そこまでの手順がやっぱり大きく間違っているし、本当に議何を何と申していらっしゃるのかなと。これは常々言っていますが、議会軽視どころじゃないですよ。全く議会無視じゃないかと。一応議長、副議長にも確認したけど、聞いていないということでしたから、これじゃいかんですよ。もうちょっときちっとやっけていただかないと。まして2,800万円も使っているわけじゃないですか。これは決算ですよ。決算のときの説明もない。当然、決算の審査も終わっていますから、すっと通っている。これは決算のやり直しということも考えないといかんじゃないですかね。私はそこまで感じているんですけども、いかがですか。

○畑瀬副市長

そこは議会内部のお話で、私がどうこう言う話じゃないです。ただ、本当に申しわけないとした私としては言いようがないということでございます。

○千綿委員

普通財産を管理する総務部長ですよ。先ほど川原田委員が言われたように、普通は財産を管理していたときに、何か被害が出ました。それが人がやったことというのであれば、被害届を当然出さなきゃいけないんですね。そういうマニュアルは財産活用課にはないんですか。佐賀市の財産を活用しているわけでしょう。活用していて、何か被害がありました。人が交通事故でぶつかったでもいいですよ。だから、犯人が見つかるか見つからないかじゃないんですよ。手順として被害届を出すのが普通感覚だと思うんですが、そういうことのマニュアルは財産活用課にはないんですか。

○畑瀬副市長

マニュアルといいますが、それは当然のことだと思います。それは現在活用している財産、実際に使用している財産に被害が生じれば、すぐ被害届を出します。ただ、今回は活用されていない財産だったので、そこを怠ってしまったということです。

○千綿委員

いや、活用されていない財産が被害を受けても被害届は出さないというのが佐賀市の方針なんですか。

○畑瀬副市長

いや、方針とかじゃなく、改修が目の前に、あと1年か2年後に迫っているんで、それと被害の程度ですね。さっき消火器とありましたが、あれは改修すればできますが、火をつけられたり、そういうことがあれば、使っていない財産も当然被害届を出す判断していたと判断しています。

○千綿委員

私は午前中に言ったんですが、十五、六年前になりますけれども、鍋島中学校で体育館に水をまいた生徒がいました。650万円の損害賠償請求をしています。もちろん使われている学校の財産ですよ。目的の財産なんで。だから、使用していないから被害届を出さなかったと。そしたら、今でもそうなんですか。使っていない財産が何らかの理由で壊されたりしたときは被害届は出さないんですか。

通常、被害届は犯人を見つけるためだけじゃないんですよ。例えば、何かのきっかけで供述の中におかしいことがあったときに、別件で逮捕したやつが——そういった被害届を出していなかったらわかんないんですよ。要するに犯人が供述した中で、後で見つかるということもあるじゃないですか。出しておかないと、それもできないわけですよ。それを出していないということがおかしいんじゃないですかと私は言っているんです。

○畑瀬副市長

出していないことは、私の判断の誤りだったと思います。

○山下伸二委員長

ほかにないですか。

○野中宣明委員

現実問題なんですけど、平成32年に利用開始を計画されているんですね、全体構想が。バレーナースが使っているということなんで、バレーナースを見てみましても、一般質問でこの間もあっていったように、Bリーグのいわゆる3部、2部、1部という形でずっと目標を上げられて、上がっていかれるということで、これはプロスポーツの世界でいくと、やっぱり審査基準なんかでいくと、練習会場がどうかとかメイン会場がどうかと、これもたしか答弁もされていたと思うんですけれども、そうなると、やっぱり今のような施設ではかなりイメージ的にもちょっと不足するとかということも考えられるんじゃないかなと。

だから、支援は支援で、これは先ほども言われたように、私も支援は当然いろいろ考えられて、別の形でやられていくべきだと思うんですね。ただ、全体計画の中にべたっと張りついてしまっているの、これは一旦きれいに分けないと、全体の計画が進んでいけない、スムーズに取り組めないという危惧を感じるんですね。

だから、そういう意味では、これも午前中のお答えだったんですけど、支障のない程度で暫定的に貸していただけないかということで、当時の総務部長から当時の企画調整部長にそういう御相談があったということだったので、これは大体いつぐらいまでに練習会場を、ちょっとここは取りやめて別の会場に移してもらって、そこの支援を今度頑張ってみようとか、早くそういう計画立てをしないと全体計画が進まないの、そこら辺は今どんな話をされているんですかね。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってください。午前中、総務部の秘書課所管で、バレーナースがこれまで使ったようになった経緯と、それからもう一つが、財産活用課で改修した経緯という2つの説

明を求めたいということで改めて来ていただいたんですね。今、財産活用課からこれまでの改修の経緯について説明を受けてやっています。今、野中宣明委員から質問があった分は、前段の佐賀市とバルーナーズとのこれまでの関係と今後のところになるんですけども、そちらのほうの質疑に入っていいですか。その前の改修のところはもういいですか。一緒にやっていいですかね。

(「もう一緒に含めて」と呼ぶ者あり)

いいですか。そしたら、今後の考え方について。

○畑瀬副市長

その当時、私が企画調整部長にお願いしたのは、工事が始まるまで使わせていただきたいと。それまでに新しい練習会場は探してくれということを申し上げます。

○野中宣明委員

ということは、具体的に平成32年に利用開始ですから、要は本体工事が、これは議会を仮に通れば進んでいくわけですから、来年ぐらいにはそういう段取りになるんですかね、計画的に。そういうイメージでいいんですかね。

○畑瀬副市長

そのときにまたもう一度話し合い、工事に支障がなければ、供用開始まで使わせていただきたいみたいな話はしております。とにかく工事が始まるときに邪魔になれば撤収していただくと。ですから、同時に別の候補地も探していただくような話になると思います。

○野中宣明委員

そのときは当然、議会に御報告していただけるんですよ。その結論は。

○古賀地域振興部長

全体計画は体育館まで入りますので、当然、中間報告という形で議会に報告しなければいけないし、そのタイミングで今後どうするか。特に、きょう提言をいただいていますので、その後のバルーナーズの利用方法についてどうするかというのは報告を差し上げたいと思っております。

○山下伸二委員長

体育館の改修工事についての支障については地域振興部の所管でしょうけれども、バルーナーズの活用ですね、そこは総務部所管になりますよね。そこら辺は総務部としてどういうふうにお考えですか。

○池田総務部長

バルーナーズとの話でも、事業に支障がないところまでということで話しておると聞いておりますので、その形でバルーナーズのほうは練習会場を探される形に——そこに佐賀市として支援する部分があれば、支援する形になるかと思えますけど。

○古賀地域振興部長

それと、工事に支障が出るかどうかはうちの所管になりますので、業者が決まった時点

で調整をして、どうしてもここは使われると工事に支障が出るということになれば、その情報を総務部のほうにお伝えしたいというふうに思っております。

○山下伸二委員長

ほかにはございませんか。

○江頭委員

何回もくどいみたいですが、確認で、要はこの2,800万円というのは、話を聞いていると、バレーナイズのためにあえてやったとしか——それでいいんですね、私たちの認識として。それが議会にもきちっと報告がなかった。予算の流用にしても。この話を聞いていると、要はこの体育館の改修は、とりあえずバレーナイズのために金を使ったんだと。それで、議会報告も怠ったんだと。決算のときもスルーして、結局、それも怠ったんだということでもよろしいんですね。

僕も何回も同じようなことを言うけど、午前中にも改修の目的というのがあったんですけど、今、話をずっと、これから先の話も出てきていますけど、要はバレーナイズの育成のために、とりあえず議会に報告なしに進んだことがこの体育館の改修だったということで結論づけていいんですね。そこを確認させてください。

○畑瀬副市長

バレーナイズのためにではなく、バレーナイズがきっかけで始めさせていただきました。

バレーナイズが来るからその時期が早まったのは間違いないんですけど、バレーナイズが来なくても、今回行った工事はいつか改修のときにはしないといけない工事になっていると思います。

○江頭委員

いや、副市長、そこは大事なわけです。平成26年から、そして、やっと今回、何だったっけ、生産性革命、この基金をやって、これだけ地元の人たちと富士小学校の使い道に対していろんな議論がありながらやってきたところなんです。それが急に体育館の改修だけがぽんと今回初めて発覚したわけですね。だから言っているんですけど、バレーナイズの話がなくても、ここの体育館の改修はしなくてはいけなかったというふうにしたら、午前中の意見が通るんですよ。でも、地元の人たちに聞くと、校舎のほうがよっぽど投石とかすごいんだと。体育館どころじゃないと。何で体育館だけなんだという話があるから、だから、バレーナイズの育成のための足がかりとして、今回2,800万円という費用を使って改修させていただいたというふうに私たちは認識してよろしいですかということの確認をさせてもらいたい。

○畑瀬副市長

江頭委員がおっしゃる意味と、私が言っているのはちょっと違うんですけど、どうせ先で、将来せんといかん工事だったものを早めて、流用までしてしたということでもございます。ですから、結果としてバレーナイズのためになっているということにはなると思いま

す。

○江頭委員

今回、この補正に載っているこのお金で、体育館のあれもちゃんと載っているじゃないですか。多目的体育館としてここを改修していくんでしょ。だから、ここまで、今回の補助でもって、ここの一体的な整備はできるんじゃないですか。○古賀地域振興部長

この10ページに平面図を載せておりますけれども、今、お手元にございますか。5番の資料の10ページの右下になります。

補助対象エリアからいいますと、体育館を除いて、ちょっと網かけといいますか、色が塗ってあるところですね。そこが補助対象になります。施設の概要として体育館を載せているということです。体育館は既に耐震補強とか床の研磨をしていただいていますので、そのまま使えるというふうに思っております。補助の対象にはならないだろうと判断しておりましたので、いずれ過疎債でやらなきゃいけないと思っていました。うちがやる場合はですね。

○江頭委員

私、この計画の中で一体的と聞いていたんですよ。だから、体育館が補助にのろうがのるまいが、ここでやると。要はサテライトオフィスとか、いろんな宿泊施設をつくるときに、ここの体育館もやると聞いていたんですよ。だから、そんなに何で急ぐ必要が、ここで急に急がなければいかんやったかと。それはバルーナーズの育成のためというふうにしは僕は思わないですから、確認をしているんです。体育館はやると言っていたじゃないですか、補助メニューにのらなくても。そこを理屈をつけられたら、こっちも話がこじれてくるから、ただ、私は確認のために言っただけです。

○古賀地域振興部長

済みません、もう一度説明します。

補助には乗らないけれども、過疎債でやるつもりでした。ただ、これが早まったのは、バルーナーズがきっかけで総務部のほうで、いずれうちがしなきゃいけなかったんで、整備、改修をしていただいたということだと思います。

○千綿委員

そしたら、要するに2,800万円の流用は一般財源でしょう。過疎債のほうは交付税措置がつくでしょう。そっちのほうがましじゃないですか、逆に言うと。いやいや、だから、よっぽどの理由が——そいけん、今、江頭委員も何が理由なのかと聞いているのは、バルーナーズを支援するためですというのが一番、もうそれしかないわけでしょう。だから、それしかないわけですよ。だって、何で過疎債でできるのを一般財源とするのかという話になるんですよ、結果的には。だから、支援のためと。

そいけん、僕たちが言っているのは、2月定例会でもよかったから、説明を何でしないのと。そもそもの原因はそこですよ。何で議会に説明しないんですかと。2,800万円とい

う金額を使っておいて説明がなかったから、みんな怒っているわけですよ。そこなんですよ。だから、僕たちはバルーナーズを支援するとか言っているわけじゃないわけですよ。過疎債を使わなかったの、そういう経緯があるならいいから、支援として使いましたでそれはいいけれども、何でその前にこういったことを説明しなかったのかと。勝手にあなたたちがずっとやっていけば、私たちは信用できないじゃないですか、あなたたちの説明が。説明しなくて済みませんで終わってしまったら、今、本当はないんですねと言われたときに、ないと私たちは信用できますか。できないじゃないですか。だから、言っているんですよ。

だから、そこを何で説明しなかったのかということをお皆さんやっぱりに頭にこられているかと。私もそうなんですけど、何でと。バルーナーズだけ優先して2,800万円。僕たちが陳情してもなかなか言うことを聞いていただけないのに、バルーナーズだけは優先的にするとかという部分は、あっていいです、振興のためにあっていいと思うんですが、そこをお皆さん思われていると私は思います。だから、一回説明しておけば、こんなことにはなっていないんですよ。そこをぜひ肝に銘じていただきたいと思います。

○山下伸二委員長

要望でよろしいですか。

○千綿委員

はい。肝に銘じるということで。

○山下伸二委員長

ほかに。

ちょっと済みません、答弁のニュアンスが微妙に変わってきているんですね。副市長は先ほど、バルーナーズがきっかけで、自分が見に行くと、これは使えないので、バルーナーズのためにと思って使ったということで、総務部長として申しわけなかったという話をされたんですけども、江頭委員が確認されたら、いや、いずれかは予定していたので早めてただけですということなんですけれども、それを聞くと、じゃ、過疎債でできるのを何で一般財源でやったんだという話になるわけですよ。少しずつ微妙に答弁のニュアンスが変わってきているような感じがします、午前中からも含めて。午前中はバルーナーズのためにやりましたよと。でも、財産活用課から来ていただいてしたときには、全くバルーナーズは関係なしに、投石があった、いたずらがあった、このままだと床を張りかえないといけないから、しましたと。でも、今、副市長が来られたら、いや、バルーナーズがきっかけですと。じゃ、バルーナーズのためにやったんですねと言ったら、いや、そうではないですと。ちょっと答弁のニュアンスがずっと変わってきているので、ここをもう一回整理して、先ほど江頭委員が言われたように、今回、2,800万円、平成29年度の予算の中で流用して使われた分は、これはバルーナーズの支援のために使ったというふうに認識していいのかどうか、ここだけもう一回改めて確認させていただけないですか。

○畑瀬副市長

動機はバルナーズの支援のために流用させていただいております。

○千綿委員

副市長、さっき言ったように、説明がないというのがおかしいんですよ。別に流用はされていいんですよ。その支援のためと目的があつてされることは、僕たちはそれをどうのこうのと言っているわけじゃなくて、目的があつて、こういう目的で改修しますと、やっぱり議会で報告するというのは最低限必要でしょう。部長を経験されているわけだから。だから、僕たちはそこを言っているんですよ。どうのこうのと言っているんじゃないんで、説明がなかったこと、3月の常任委員会でも、6月もあつています。9月は特に決算です。決算で説明がないということがおかしいんですよ。流用額が2,800万円と結構金額が大きいわけですよね。それに対して説明がないということがおかしいと言っているんですね。

もう副市長になられていますから、ぜひ全部の部長には言っていたきたいんですけど、やっぱり説明はしていただかないと信頼関係が崩れますよ。いや、本当に。そうしないと、言っていることを信じていいのかがわからなくなってしまいますので、そこはぜひ認識として、市役所の部長たちはぜひ意思統一していただいて、そういった流用額が大きい部分については絶対説明するというのをやっぱり徹底していただかないと、今後、信頼が持てません。執行部の説明が信じられなくなったら審議もできません。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○山下伸二委員長

この件に関してほかにはないですか。

野中宣明委員、午前中あつた秘書課分のバルナーズのこれまでの経緯と今後の件についても、説明としては先ほどあつた分でいいですか。

○野中宣明委員

はい。

○山下伸二委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようでございますので、地域振興部に関する議案の審査を終了いたします。

執行部の皆様は退室いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

委員の皆さんにお諮りいたしますけれども、まず、今回の審査に当たって現地視察の御希望はございませんか。

○野中宣明委員

いや、これは見たほうが良いと思います。どこを本当に改修して、どの部分が幾らかかってとか、少し現地で内訳を説明していただいたりとか、ちょっとやっぱり見たいですね。

○山下伸二委員長

これは基金と補正予算が通りましたら外構工事とかが始まりますので、始まる前の状況を一旦うちとしても見ておくということも大事なかなというふうに思いますので、きょう、この後、委員研究会が6本入ってまして、恐らく1時間はかかると思います。きょう視察に行くのはちょっと時間的に難しいかなと思いますので、来週の月曜日でよろしいですか。採決・まとめの前に。

来週月曜日、1日が採決・まとめなんですね。10時からなので、例えば、8時半からとか9時からとか、9時出発とかですよ。

(発言する者あり)

いや、1日は終わった後、全員協議会が入っていますもんね。そいけん、なるべく午前中で終わらせるためには、9時に出発してから、その後、採決・まとめというふうにしたほうが良いかなとは思っていますので、9時出発の調整でよかですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

そうしましたら、手配をお願いいたします。

それから、今、議案の審査をする中で、平成29年度の決算について説明が不足していたという御意見がございました。場合によっては、平成29年度決算審査の終了は宣言していますけれども、まだ採決・まとめは行っておりません。この分について、また再審査の必要があるかどうか、また、手続上できるのかも私がちょっとわからないので、そういった必要があるかどうか、皆さんの御意見をお伺いしたいんですが。

○千綿委員

審査を再開するというのもあるかもしれませんが、決算審査というのは、仮に否決したって結局使ってしまうわけですよ。だから、それを委員会の意見として、説明がなかったわけではないですか。そのことについては、やっぱり議長から執行部に対する嚴重な申し入れということをやってもらいたい。というのは、結局、説明がなくて2,800万円の支出があっているということは、やっぱり信頼関係にかかわる問題でございますので、そこは今後ないように嚴重注意を議長から執行部に入れていただくということは僕は必要じゃないかなと思う。

だから、審査に関しては、否決しようが何しようが、もう執行してしまっていますのでどうしようもないわけですから、意見として言うしかないのかなという気がします。

○山下伸二委員長

法的拘束力は否決してもないですが、そこについて承認しないということも一つの手ではあるんですよ。言われたように、以前も議長から執行部のほうに対して、こういった

議会への説明不足に対して申し入れをしていただいた過去の間緯があるというふうに思えます。そういった形ですることとプラス、本日の決算審査以外の審査においての委員長の口頭報告の中にその分を入れてするという方向があると思いますので、決算審査は終了していますので、それはそれでいいということによろしいですかね。

○野中宣明委員

今、委員長のお話があったように、いわゆる承認、承認しないというのは法的拘束力がないということなので。ただ、議会の意思として、委員長報告レベルなのかなというのはちょっと自分でもまだ判断できないんですけど、ただ、これは説明があっていないということがまず大前提と、それで、ちょっと納得できるような答弁もね、最後、やっとなつじつま合わせで返ってきたかなというような正直な感想です、さっきの議論をやっていてですね。承認しないというのも本当ありなのかなと。ただ、それが否決とかそういうのに——さっき千綿委員が言われますように、それは否決とかそんな影響するということはないので、ただ、承認しないという意思表示の仕方は本当にありなのかなと。

○千綿委員

それはなかりうもん。

○山下伸二委員長

副局長がいらっしゃるので、特別に発言を。

○議会事務局花田副局長

先ほど言われたように、決算は認定、不認定で、そのために決算の附帯決議をやるということになりますので、もし委員が言われるようなことを言いたいのであれば、附帯決議の中に入れるのか、今回、一般議案の審査の中で出てきたことですので、富士小学校整備事業、この委員長報告の中に今の質疑を盛り込んで、その中でこういった意見が——委員の意見を光らせて、こういった審議原則で今までこういうことでやってきているけどなかったと。そういったことでは非常に審議が停滞するとか、そういう意見を載せた上で、例えば、委員長から採決後に議長のほうに行かれて、こういったことについてはきちんと姿勢を正してもらいたいので、議長のほうからしかるべく文書を出してもらって、改めて理由をいただいて、理由の中に善処するみたいな回答文書までもらうのか、それとも、議長から市長のほうにきちっと出していくのか、どっちか言われたほう……

○山下伸二委員長

ごめんなさい、まず一番最初に附帯決議に入れると言われたけれども、附帯決議に入れるならば、なおさら決算審査をし直さんばいかなですよ、そのことは一切議論をしていないので。ただ、今のまま決算審査をし直さずにするとなれば、今回の補正予算、要は決算以外の審査の中で過去のことが出てきたので、それを委員長報告に入れて、そして、プラス私のほうから議長に申し出をして、議長から市長のほうに申し出をしていただいて、それに対する回答をもらうとか、その方法ですよ。

○議会事務局花田副局長

附帯決議に入れるというのは、決算審査をやり直すということになると、まだ終わっていないので。

○山下伸二委員長

そうですね。ただ、その分の審査は終結は宣言をしているので。

○議会事務局花田副局長

委員会としては終わっていないので、動議があつて、やり直しを求めて、皆さんがうんと言われれば、またやり直せるので、決算審査附帯決議に1項目追加したいという旨の話をして、そこに残すのか、全てを終わって、終わった後に——表に出ない非公式な文書ですけれども、きょうプレスが聞いているので、それを改めて周知を議長なりから、口頭じゃなくて、きちっと文書でお願いして、文書で改めて理由と今後の対応してもらおうと、そういったやり方はありますけど、不認定になると、前の文福の事前執行の問題、あれも否決はしていませんので、通してやるのが基本であつて、今後、間違いがいかにか起らなくて、いかに重いことなのかを伝えるためにはどうしたらいいかというのが一番……

○川原田委員

これは附帯決議をつけられるのか。

○議会事務局花田副局長

附帯決議は決算に対してはつけられます。ただ……

○山下伸二委員長

そしたら、その件については決算審査の中で一切説明も受けていませんし、議論もしていないので、その分はし直さんばいかん。し直さんばいかんけど、要はし直して決算審査の中に入れた方がいいのか、今回、要は基金と補正予算の議論をしていく中でそのことが明らかになったので、そちらのほうで意見をつけるか、多分どっちかの方法だと思うんですよ。決算で出てこなかったということを際立たせるのか、今回の条例以外のところでそういうことが明らかになったということを際立たせるほうがより執行部に対する重みになるのかということだと思うんですけども。

○江頭委員

こういう場合は、要するに附帯決議というのは一つの事業を予算化されたもので不備があつたことに対して、もっとこういう形でやりなさいというのが附帯決議だと私は理解している。今回の場合は全く、議会無視じゃないけれども、内容が上がっていないですよ。だから、ここの部分は附帯決議というより、やっぱりちゃんとした手続を踏んで、議長名で市長に対して、こんな議会に対する不徳な行為はないということで強く、私はそちらのほうで——議題にもなっていないものに附帯決議というのは、幾らここで審議しても、これ以上出ないわけですよ、今みたいなあれしか。

だから、執行部が今やったやり方というのが完全におかしいということを持たしたほう

がいいと私は思うんですけど、それは皆さんに……

○山下伸二委員長

確かにおっしゃるように、事務事業についての附帯決議というのは一番わかりやすいんですね。だから、全般的なことにしてもいいんですけども、そうなると、ずっと言っているように、どちらのほう为重みがあるかという、きょう決算以外の審査をしていく中でそのことが明らかになったということを実際立たせたほうがよりいいということであれば、決算審査のやり直しはせずに、今度の月曜日に決算の審査を行った分で認定して、きょうの分でどういうふうに委員長報告をして、それを踏まえて、委員長から議長、議長から市長へ申し入れをしていくというふうにしたほうが重みとしてはあるのかなという感じは何となくしますね。

○議会事務局花田副局長

決算審査といったのをするのに俎上に上がっていないないという考え方がありますが、委員は用途を明らかにした予算の枠内で予算を認定して、可決して執行部が執行しているんです。流用とかいう場合は、原則論としたら、議会がお墨つきを与えた事業以外に使うということで、本当は決算審査で説明すべきであって、今までの議会の流れからいくと事前説明があるべきです。ただ、話の流れからいくと、使ったことにどうこう言っているんじゃないということになると、実際の執行部分には何の問題もない。議案としては何の問題もない。ただ、お話を聞いていて、議会と執行部の間の審議原則が崩れたということで多分紛糾しているので、今言われたように、出たことは出たことで委員長報告の中にきちんと盛り込んで、盛り込んだ上で、それを終わらせるんじゃなくて、議長なりからしめるべき手段で、一応結果として、こういったことがあったというのをきちっと残すということ……

○野中宣明委員

今まで聞いたことなかですもんね。初めてのがんケースが……今までもあった中では最高レベルですよ。

○山下伸二委員長

いやいや、もしかしたらこういうことをずっとあっておって、ただ、我々が知らなかっただけかもしれない。

○川原田委員

それでも、見方によったら、するっとこれを通して、あんたたち何しよったと議会がって責められんやろうか。

○山下伸二委員長

いや、それもあると思うですよ。ただ、決算審査のときに全くその説明がなければ、私らはチェックしようがないですよ、あれを流用されたのは。だから、そのことが説明なしに決算審査が終了したことは執行部の責任として、そのことを執行部に強く今回の議

案審査を経て求めるというほうが、こちらとしてはあれかなというふうに思うんですけどね。
(発言する者あり。)

○山下伸二委員長

きょう午後から副市長に来ていただいて説明する中で、最後に、ブルーナーズがきっかけになったということは答弁としてありましたので、そのやりとりの中を委員長報告の中でさせていただいた上で、正副委員長のほうで議長に執行部に申し入れをしていただくような手続をとると。それに対する執行部の対処方針についても回答を求めると、その方向で調整させていただいてもいいですか。

○江頭委員

それにしても、すっきりせんな。

○千綿委員

信頼関係が問題なんですね。何で隠しておったかと、その答弁はないわけですよ、正直な話。大体議案に対する説明は500万円以上かな。大きく変わったと言うけれども、人それぞれ違うでしょうけれども、最低でも1,000万円——だから、ある意味、向こうの基準をもうちょっと明確にしてもらわんと、2,800万円が小さいかということ、多分ほとんどの人は小さいとは思わんと思う。だから、そこは明確にしろということをちゃんと言わんといかんと思う。そうしないと信用されんもん。

○山下伸二委員長

額が大きくても、経常的経費は説明しなくてもいいですもんね。経常的なやつは。当初予算と比べて大きく変わったもの、それについては、例えば、1万円だろうが2万円だろうが、それは説明してくださいということをしていますので、そこら辺のどこまで説明するか判断については執行部の裁量に任せられているところだと思いますので、そこら辺のところ、特に今回は説明漏れでしたでは済まないような中身ですよ。執行部と議会との信頼関係のところなので、今後こういったことがないようにということで、しっかり決算——もちろん事業に変更があるときは説明すること、決算でもしそういうことがあるときはしっかり説明するというのを議長から改めて市長のほうに言っていただくと、その方向で取りまとめをさせていただいてもよろしいですか。そのほうがまた皆さんに集まっていたかなくていい。どうですか。

もしそこら辺の取り扱いについて、例えば、会派で時間いただきたいということであれば、ちょっとここで判断できないかもしれませんので、会派の意向もあるかもしれませんので、20分まで休憩して、その中で……

○江頭委員

みんな帰っている。

○山下伸二委員長

帰っているですね。帰られている場合は、多分一任されて帰られていると思うんですけ

れども、その辺……

○江頭委員

いやいや、今どういう事情があっているということを知らない人もいるし、知っている人は、興味を持っている人は傍聴したりいろいろだけど、全体的に伝わっていないんですよ。早く帰っている者もいるでしょう。

○川原田委員

このままでするっといつていいのか。

○山下伸二委員長

だから、ここで一旦休憩しましょう。20分に再開します。

◎午後2時05分～午後2時24分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから総務委員会を再開いたします。

これまでの審査におきまして、決算に係る説明が不足していたのではないかと委員の皆様からの御指摘がございましたので、改めて決算について執行部から説明を求めたいと思いますけれども、やり方としては、決算の総務委員会所管分を全部やり直すという方法もありますし、この款だけという方法もあります。

今、話を聞いていますと、この財産活用課分だけの審査の説明とその後の質疑ということでもいいかというふうに思いますけれども、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、済みません、執行部のほうの入室の準備をお願いいたします。

◎執行部入室

○山下伸二委員長

それでは、先ほど審査した分につきまして、決算のところ改めて説明を求めたいということで総務委員会で決定いたしましたので、富士小学校体育館の整備に係るところが財産活用課の普通財産管理経費ですかね。その分の説明だけ改めて求めたいと思いますので、資料番号とページと項と款を示してから説明していただいでよろしいですか。

◎第81号議案 平成29年度佐賀市一般会計歳入歳出決算 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたしたいと思います。改めてでも結構ですので。

○野中宣明委員

ちょっと内訳を教えてください。

まず、工事請負費ですから、いつからいつまでという工事の期間が1つ——まず、そこから。5つばかりあるんですけど、一つ一つ。

○財産活用課副課長

済みません、今、書類を持ってきている段階で、正確ではないんですけど、2月中旬に契約しまして、3月末の工期で契約して完了しております。

○野中宣明委員

費用について、もう一回正確な費用を教えてください。3,775万円から、正確な金額というのはどうなっていますか。契約金額、工事金額。

○財産活用課副課長

申しわけございません。正確な金額が2,800万円少しついていたんですけども、今、書類を持ってきていますので、済みません、正確な金額は申しわけございません。

○野中宣明委員

もう少し資料をきちっとそろえてもらっていいですか。何でかという、何に幾ら使って、例えば、床の研磨とか床補修、耐震補強、それとバスケットボールのゴール、ラインの引き直しとか、いろいろ言われたんですけど、何に幾ら使ったかというのをきちっと明細を知りたいので、それで、合計が幾らかと知りたいので、わかるように資料をちょっと整理してください。

○山下伸二委員長

すぐ出せますか。資料を持ってこさせるということは、今、こちらのほうに資料が来ているということですか、それとも——でも、工事契約して終わっているなら資料はあるでしょう。

(「今、用意されているんでしょう」「ちょっと準備して。そうじゃないとされんよ」「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

そしたら、資料を説明できるように、ペーパーで用意せんでいいですから、まずは口頭で説明できるように資料を整理して持ってきてください。大体どれぐらいかかりますか。

(「15分ぐらい」と呼ぶ者あり)

じゃ、15時に再開しますので、資料の準備をお願いします。

◎午後2時36分～午後3時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

休憩前に19番の資料の21ページ、工事請負費3,770万円のうちの約2,800万円という説明に対して、契約の正式な日付、それと、工事費の詳細な額の説明を求められておりましたので、まず、その分の答弁をお願いいたします。

○財産活用課施設営繕係長

契約の日時につきましては、平成30年2月13日に契約いたしております。

正式な工事の契約金額、これは2,801万5,200円となっております。

○野中宣明委員

済みません、改めて御質問します。

この2,801万5,200円の内訳、だから、工事がいろいろあると思うんですけども、その工事の種別と金額。

○財産活用課施設営繕係長

架設工事——これは足場等になります——のほうで257万8,840円。直接工事費となりますので、これは最終的な額に経費のほうに乗ってきますけど、あくまで工事ごとに経費は分けられないので、その額だけまず言わせていただきます。

解体撤去工事、これはステージと天井の一部を解体した部分等もございまして、そちらのほうで109万2,335円。それと、鉄骨工事、こちらのほうが耐震補強の天井材に対して補強を入れる部分の工事がほぼメインとなっておりますが、194万1,758円。それと、鋼製床組み工事、床のほうですね、これにはライン引きとか塗装研磨、それと、ステージを解体したとき、そこには床はございませんでしたので、床の張り延ばし、そういうふうなものも含んだ分と、バレーボール用の支柱とか、そういうふうなものまで含んでおりますが、それで736万2,125円。続きまして、木工事です。ステージ解体した後、木毛板といって杉板の縦のラインが入っているんですけど、それがなくなってしまうと非常に見た目が悪いということで、なるべく景観を損ねないように周りの囲障と合わせるための工事をやっております。そちらのほうで287万2,600円。それと、電気設備工事も行っております、そちらが214万3,254円です。それと、トイレ周りの給排水と体育館の北側のほうに手洗いとかがありますが、そちらのほうまでの給排水工事を一部実施しております、それが186万3,691円。それと、邪魔になる植栽とか、生い茂って大変な部分もありましたので、そこら辺も一部撤去とか芝を張って雑草抑止とかをやっている分もあります。それが84万7,957円。それで、直接工事費の合計としては2,070万2,560円というふうになっております。

そちらの分に、先ほど契約金額を申し上げましたけど、その分が経費になります。

○山下伸二委員長

経費。

○財産活用課施設営繕係長

はい、経費の分。

(発言する者あり)

ああ、掛けるの経費か。済みません。今の工事金額に契約金額を引いた差額が経費が乗っている分となります。だから、2,801万5,200円……

○山下伸二委員長

から2,070万2,560円を引いた額が経費。

○財産活用課施設営繕係長

それは経費です。

○山下伸二委員長

経費で、具体的にどうということ。

○財産活用課施設営繕係長

工事に係る諸経費です。

○山下伸二委員長

ああ、諸経費のことね。

○財産活用課施設営繕係長

はい。

(「鉄骨の分だけもう一回」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

鉄骨工事。

○財産活用課施設営繕係長

鉄骨工事が194万1,758円。

○野中宣明委員

これは耐震補強えおされたんですか。されたのなら、金額はどの部分ですか。鉄骨とか、そういったのに入るんですか。

○財産活用課施設営繕係長

耐震補強を行っております。費用といたしましては、架設工事と鉄骨工事の両方を足し合わせた分が、ほぼほぼ耐震補強の分となります。

○野中宣明委員

バスケットのゴールはどうなんですか。

○財産活用課施設営繕係長

バスケットのゴールは鋼製床組みほか工事というところに入れておりまして、ゴール自体の壁面についているバスケットゴール、今度新設した分の金額が234万円です。

○山下伸二委員長

先ほどの736万円のうちの260万円がバスケットごーるですね。

○財産活用課施設営繕係長

そうです。

○野中宣明委員

ちょっとお伺いしますが、これ以外でやった工事はあるんですか。これは全てですか。体育館にまつわる、手を入れた工事という中で。

○財産活用課施設営繕係長

体育館のほうに使ったと言われる経費、工事については、この金額が全てになります。

○野中宣明委員

ちょっと確認ですが、シャワールームとか整備していないですか。

○財産活用課施設営繕係長

シャワールームのほうは手を入れております。給排水設備工事に含めております。

シャワーユニットを2セット設置させていただいております、そちらの金額が72万6,750円となっております。

○山下伸二委員長

給排水工事の180万円のうち72万円がシャワールームということですね。

○財産活用課施設営繕係長

はい。

○野中宣明委員

これはどういう目的でシャワールームをつけられたんですか。

○財産活用課施設営繕係長

体育施設としての利用という部分を言われておまして、一番最初的时候に、副市長も言っていたんですけど、バレーナースの利用も当然考えられるし、それ以外で利用する団体がいらっしまった場合に、スポーツ施設でシャワーはあったほうがいいのかと。後に整備される校舎側のお風呂があるとかシャワーがあるとかいうお話もちょっと伺ってはいたんですけど、トイレ整備をどっちにしてもしないと、子ども用のトイレであったりというところで、社会人として使うのも大変だったと思うので、そこは整備させていただいたところです。

○野中宣明委員

この部署、改めてというか、あれなんですけど、この改修工事を行ったのは財産活用課で間違いないんですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、財産活用課のほうで行っております。

○野中宣明委員

この約2,800万円の分というのは、財源はどこから持ってこられたんでしょうか。

○樋渡財産活用課長

普通財産等管理経費のうちの市民会館の解体事業、この中から、市が解体するんじゃなくて、民間で解体するという事で費用がありましたので、その分を活用させていただいております。

○山下伸二委員長

そういうことなの。

(発言する者あり)

要は一般財源か、——目ね。

○江頭委員

今、普通財産等管理経費の工事請負費の3,000万円から持ってきたと言ったでしょう。一番最初。

○山下伸二委員長

いや、その中に入っていると。

○江頭委員

その中にこの2,800万円が入っていると行ったでしょう。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それで、何で市民会館解体事業が財源になるのか。今、そういう——いや、副市長も説明のときに、市民会館の残金、不用額を使ったと説明したけど、それ自体も本当におかしい使い方であって、ここは徹底的にやらなければいかん部分なんですよ。

今、課長も説明していたのは、この普通財産等管理費の工事請負費の3,000万円の中で2,800万円使ったと言っていて、今、課長は違うじゃないですか。市民会館の解体事業が財源になっている。不用額が財源ということ。それはどうなの。

○樋渡財産活用課長

流用を目内でしたということです。

○山下伸二委員長

財産管理費が目なんで、事業があるけれども、目の中で、事業同士で流用したということでしょう。

○樋渡財産活用課長

そのとおりです。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってください。17番の資料の84ページ、85ページ、そちらのほうに戻っていただきたいんですけども、84ページに8目ありますよね。財産管理費、8目。17番の資料の84ページを見てください。84ページに8目ありますよね。8目の財産管理費、この中の事業として、右に財産管理費だとか公共施設設置費だとかありますよね。この中で、目は一緒に事業間で流用したということです。目は一緒ですよ。

○池田総務部長

ちょっと整理します。

今、ごらんの84ページ、85ページ、普通財産管理等管理経費、一番上の二重丸ですね。その中で流用、それから執行した部分です。21ページでいきますと、最終的に出したところが一番上の……

○山下伸二委員長

21ページ。

○池田総務部長

済みません、資料19に戻りますと、21ページでございます。一番上の普通財産管理経費、この中なんですけれども、実際に出したところは、その次の丸、普通財産等管理経費です。これは決算ですので、使った分しか書いていないんですけども、その2つ下の市民会館解体事業ですね、ここの予算から、一番上の丸の普通財産等管理経費の工事請負費に流用

を行って、そこから支出したという形になります。

○山下伸二委員長

この二重丸のところが目になるわけでしょう。21ページの一番上のところがね。その目の中の事業で流用したということですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○千綿委員

最初の説明の中で、投石とか被害があっていたということなんですけど、まずもって財産活用課の中で、そういった普通財産に関してそういう被害があったときに、警察に被害届というのは出さないんですか。基本的に一般的なルールとして。

○樋渡財産活用課長

一般的には出します。

○千綿委員

出さなかった理由を教えてください。

○財産活用課副課長

平成26年から廃校して使っていない状態のまま、学校教育課が所管しておりました。投石等があったという連絡は平成29年12月ぐらいに受けて、一応私たちも中を見に行き、状況を確認したところです。

その後、学校教育課のままではですね、説明しましたとおり、使わないということで廃校にしていた状態なので、そこで予算をつけて改修するとかいうのは考えられなかったので、財産を平成30年1月に所管がえを普通財産にさせてもらって、そこからうちのほうが入ったと。投石があったのは、申しわけございません、逃げるような答えになって申しわけないんですけども、学校教育課の所管のときにそういうのがあっていて、警察に届けたりとかした場合には、いつごろにあったのかと言われても、うちのほうではそこまでは確認がとれていませんので、出していないという現状に至っているわけです。

○千綿委員

いや、私は一般論で言っているんです。そこだけの話じゃなくて、普通財産で何か被害がありました。建物でも一緒なんですけど、そのときに投石なりなんなり、いたずらなりあったときに被害届は出さないんですかと聞いているんです。

だから、出すわけでしょう。出すのであれば、出さなかった理由を教えてください。だから、所管がえがあった、なかったはわかりますけど、自分たちがわかった時点で、被害届を出すのが普通じゃないですか。いつされたかはわかりませんと。でも、こうやって器物損壊があつていましてという報告は出しておかないと、さっき言ったように、何か別件で逮捕された被疑者がそういった供述したときに、被害届を出していなかったらわかんないじゃないですか。だから、通常は出すでしょうと。通常、一般のルールで言っているんです。

そういうルールはあるんでしょう。財産活用課の中でのマニュアルといいますか、そういったことはないんですか。あるかないかだけでもよかとぼってん。

○財産活用課副課長

あります。

○千綿委員

いや、あるんだったら何で出さないんですかという話です。だから、言っているのは、あるにもかかわらず、何で出さなかったのかという話です。ですから、さっきの話と違っていいかどうかわからん。結果的に誰が決めたんですかと。ここをバルーナーズに貸すために改築しようという決定権者は誰なんですか。この事業の決定権者、予算を組み替えて改修して、やりましようと言ったのは誰なんですか。決定権者はどこなんですか、どこで決定するんですか。

○池田総務部長

この事業の決裁の決定権者は市長です。

○千綿委員

いや、最終的には市長なんだろうけど、一個一個の事業に市長がかかわっているわけじゃないでしょうが。稟議書を回すわけでしょう。稟議書を回して、最終的に市長の印鑑は——起案したのは誰なんですかと。

○池田総務部長

済みません、起案したのは担当ですけれども、意思決定したのは今の畑瀬副市長になります。

○千綿委員

結果的にバルーナーズという部分を推進していくのはいいんですけど、今回の予算をつけた決定をするに当たって、そういう団体が来れば全部受けるんですか。例えば、そこからあったから探して回って、ここがあったから、ちょっと壊れておるけんが改修してから使いましようとなったと言われましたよね、先ほど——ごめんなさい、それを先ほどと言っていいのかわからないですけども、言われましたよね。最終的に、そんなら、例えば、ほかのチーム、もしくはサッカーでも何でもいいんですけど、そういうのができたら同じような態度をとるといっていいんですか。

○池田総務部長

先ほど畑瀬副市長が来てお話ししましたが、行く行く佐賀市を拠点としたプロのバスケットチームになるだろうというバルーナーズだったからというところはあると思います。もちろん練習場がどこありませんかと来たときに、話には乗る形になると思います。

○千綿委員

例えば、これはバスケットではなくて、仮に久光に準ずるようなバレーチームが——あ

そこまでいかないでしょうけど、したいと。練習場がないからといったら同じように受けるということですか。

○池田総務部長

同じように話を聞いて、そこで意思決定、協議して判断する形になると思います。

今回も話があって、恐らく畑瀬副市長だけで決めたんじゃないくて、いろいろなところと協議して、これは支援していこうという話になったと思います。

○千綿委員

不思議でならんのは、今までそういった形で優先的にと言ったらおかしいですけど、どう考えても、12月に相談があったと。もう2月13日には契約してあるわけですね。めちゃくちゃ決断が早いわけですよ。なおかつ計画があるじゃないですか。その当時、企画調整部やったのかな。あそこの基本計画を練っている最中に、単独で、もしその基本計画にのっていたら、本来は過疎債で交付税措置がとれたかもしれんわけですね。それをあえて一般財源でやるという判断をされたわけでしょう。それは市長も了解ということでもいいんですか。

○池田総務部長

そのとおりです。

○千綿委員

どうも私が腑に落ちないのは、やっぱりその決定権に何らかのそんたくなりなんなりがあったような気がちょっとするわけですよ、正直。というのは、どう考えても、通常で考えたときに、こんな早いペースで、12月に相談があって、3月に——たまさかといえどそうなのかもしれませんけれども、3月に工事が終わっているというのは、どう考えても余りにもスピーディーだと思うんですが、大変申しわけないですけども、バルナーズという部分の会社関係の名簿とか出せますか。——いやいや、だから、そこが相談に来られたわけでしょう。そこを優先にやりますよという話だったじゃないですか。ということであれば、やるのは私たちは全然やぶさかじゃないと思っているんです。ただ、余りにも早いので、何らかのやっぱりいろんな部分があったのかなと思ったりもしますので、出せるかどうかはそちらで検討していただいて結構なんですけど、そこら辺が私は不思議でならんわけですよ。

決定はどこでしたのか。もちろん市長が最終決定して印鑑を押しているとは思いますが、どうもそこら辺が腑に落ちないという部分があるので、仮に何らかの配慮というのがあったのかなという気がするんで、出せる出せないはそちらの判断で結構なんで、バルナーズの組織、もしくは役員なりを出してもらったら非常に助かるんですけど。余りにもスピーディー過ぎるので。

さっき言った本来の計画でいったら交付税措置ができるのに前倒ししたという部分の理由はありますか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

これは先ほど古賀地域振興部長のほうの説明したことの繰り返しになるかと思えます。多分、スポーツ施設関係が今回の補助とかの対象にならないというふうなお話をまずしていたかと思うんですね。一般財源でやるというところと、地元からの声、あるいはバルナーズの声、そういったところを踏まえたところで最終的な判断に至ったものだと思っております。

○山下伸二委員長

いや、言われているのは、地域振興部長は確かに地方創生拠点整備交付金の対象にはならないけれども、今回上がっている財源は、それ以外には過疎債でしょう。その分、もし充当できれば、一般財源じゃなくてあったじやなかですかと、何でそっちのほうを活用しなかったんですかと、そういう質問なんですよ。過疎債を使えばよかったじやなかですかと。

(「1,000万円違う」と呼ぶ者あり)

○千綿委員

それと、そもそも論になるんですが、何で3月の常任委員会の際に説明がなかったんですか。本来、決算でじゃなくて、多分、財政課長もされているので、通常言われていると思うんですよ。例えば、補正なりなんなりと組むときに、大きな流用とかがあったときに、それは説明しなきゃいけないというのは同じ認識でしょう。

済みません、部長に聞きたいんですけども、その大きな金額は幾らぐらいだと認識されているんですか。

○池田総務部長

通常、歳入ですと500万円以上を説明いたしますので、それぐらい——これは目安ですね。それより小さくても、重要な部分であれば説明しなきゃいけないと思っておりますけれども、目安としてはそれぐらいかなと思っております。

○千綿委員

ということは、500万円が大体めどだと、基準だと思って——それは多分ほかの部長も一緒じゃないかなと思うんですよ。例えば、この金額でいえば2,800万円ですよ。2,800万円の流用を議会に説明していないわけですか。おかしいと思いませんか。所管だけじゃなくて、普通だったら議会に説明せないかんということをおっしゃらないんですか。

○池田総務部長

申しわけありません。これは本当に昨年、そういったところの連携不足で結果的にお話をしなかったという部分だと思います。これは本当に申しわけございませんとしか言えません。

○千綿委員

部長がそのとき携わっていなかったもので、本位ではないでしょうけれども、ただ、説明

しないイコール隠したいという気持ちじゃないかなと私たちは思うわけですよ。ごめんなさい、私は思うわけですね。ということイコール、結局ここまで説明しなくてきて、ここでオープンになったら、裏に何かあるんじゃないかと思うのが普通じゃないですか。普通はですよ。説明しておけば別に何もなか問題ですよ。なおかつ本来であれば過疎債で充当できる、7割で交付税措置できるということで2,000万円違うわけですよ。交付税で2,000万円返ってくるのと一般財源で2,800万円出すのと考えたら、財政課長をされていたからわかるでしょう。どっちがよいかという話になるじゃないですか。

それを曲げて早くされたというのは、何らかの理由がなからんと整合性がとれんやなかですか。

○池田総務部長

ごめんなさい、私は人事課長経験です。それはいいんですけど、早めてしたのは、先ほど副市長が言ったように、バルーナーズから相談があったという点、それで、バルーナーズが4月発足だという点、それと、私が一番最初に言いました窓ガラスとか割れて、これ以上置いておくとまた余計に、技術屋が見たところ雨も降り込んでいたようですので、余計にお金がかかる点といったところで、一般財源、今の維持管理経費を使つての補修となったところです。

○千綿委員

部長、平成26年からそのままなつておつて、あと半年——半年か、計画ができるのはそのくらいじゃないですか。そのときにパネルを、例えば、合板でもいいから応急措置をして、これ以上広がらない措置をして、交付税——2,000万円来るとですよ。2,800万円のうちに、正確に言うと1,960万円ぐらいの交付税算定になるわけじゃないですか。それを曲げて早目にした。補修して、これ以上被害が広がらないようにするという選択肢もあったわけでしょう。それをなおかつしたというイコールバルーナーズのためにやったわけですよ。ということは、そこに何らかの力が働いたような感じがするわけですよ。だから、さっき言ったバルーナーズの役員たちの名簿を出していただければというのは、そういう意味で言っています。

そう考えないと整合性がとれんわけですよ。議会に説明はしない。過疎債でできるものを一般財源でやった。あくまでも今までの皆さんの説明は、何か国の補助事業があれば探しに行くじゃないですか。そうでしょう。それをされなかつたというのが僕たちは不思議でならんわけですよ。そこに何らかの配慮があつたのかなという気がするわけですよ。実際は答弁はできないと思いますので、だから、僕は再度言いますが、そのバルーナーズの会社の概要なりなんなりというのを見せてほしいなと思います。これは資料として請求を。

○山下伸二委員長

その前に、過疎債を使えるのに前倒しで一般財源でやったということについて、まだ説

明が十分答弁になっていないようですので。いいですか。

○大久保財政課長

過疎債につきましては、まず、過疎計画にのせて、それに認められたものが対象になってくるかと思えます。ですから、富士小跡地整備事業全体の部分を過疎計画にのせていました。ですから、そこで同時でやるのであれば対象になってきたのかなと思えますが、先ほど部長のほうも説明しておりますとおり、どうしてもバルーナーズの話がありましたので、その分は切り離して先行して整備を行う必要があったと。

そうなりますと、その部分は過疎計画とは切り離した整備となってきますので、そこは一般財源でやらざるを得なかったのかなというふうに考えております。

○千綿委員

いや、だから、その理由を聞いているんですよ。やらなければいけないと、過疎債を使えるにもかかわらず、前倒しで過疎債をもらわなくて一般財源でやった理由は何ですかという話です。

○池田総務部長

済みません、繰り返しになります。バルーナーズが4月に発足して、体育館使用のお話があったという点と、かなり中も荒れていたという点でございます。

○山下伸二委員長

それで、バルーナーズなのか、サガスポーツクラブ、2,800万円の一般財源を使って改修してバルーナーズに使っていただくということに関して、その団体の役員なりの名簿が欲しいということですけども、それは出せますか。

○樋渡財産活用課長

今、秘書課のほうに確認しています。

○山下伸二委員長

秘書課に確認してください。

ちょっとそれは積み残しにして、川原田委員どうぞ。

○川原田委員

今の議論をずっと聞いて、結局バルーナーズのために急いでやらんばいかんやったということでしょう。だから、ずっときょう一日中議論しているんだけど、そういうことでまちの活性化とか、私たちは反対は何もしていないよと。でも、要するにバルーナーズの話があったから、バルーナーズのためにさっさとやってやらんばいかんけん、こういうお金の使い方をしましたよということでしょう。違いますか。

○池田総務部長

バルーナーズが4月発足するというお話で、さかのぼること12月ごろから練習場の相談があつてきたということが発端であります。

○川原田委員

だから、その辺をきちっとあなたたちが答えないと、先ほどの千綿委員の質問にも十分に答えていないでしょう。では、どういう関係ですかとか、やっぱり私たちもそこまである程度わからないと。これは疑いたくはないですけど、疑わざるを得んような答弁なんです、黙って聞いていると。本当におかしいでしょう。

だから、いや、今回はこういうことでどうしても急いでやらなきゃいけないと。まちの活性化、佐賀市のために、せっかくプロのバスケットボールチームが頑張ると言っているからやらなきゃいけないということをきちっと説明さえすれば、私たちもわからんわけじゃないんですよ。何か奥歯にものが挟まったような言い方をされるから、おかしいなどいうふうにしかなんじやないですか。皆さん方の答弁がいつものように歯切れがよくないですもん、はっきり申し上げまして。

だから、バルーナーズの話があって、これは富士町を含めて佐賀市のためになるということで、急いでやらないかんとしたことだったんでしょう。そこだけきちっと答えてください。

○池田総務部長

おっしゃるように、12月に話があって、練習場を探していると。実は私もそのとき、教育委員会の中でも、ほかの小学校の体育館とかも当たられたみたいです。やっぱり予約で全部塞がっていましたので、この富士の体育館、ここを利用するというところで整備を急いでしたところでございます。

○川原田委員

それはそれとして、私ね、プロのバスケットボールチームが小学校の体育館というよりも、佐賀市はもっと努力するべきじゃなかったのかなという感覚を持っているんですよ。佐賀市立体育館を何とかしてバルーナーズのために頑張るとか、県の体育館に話をするとか、結局そういうことはしないで、何か富士小学校の跡地ありきで進めているところも非常に私はおかしいなど。何のためにプロのバスケットボールチームを佐賀の活性化のためにと。私、バルーナーズがどういういきさつか何かも知らん。ただ新聞で見るといしか知りませんし、余り自分自身がバスケットボールに興味がないといえますかね、そういうふうなところで知らない部分があったんですけども、本当にプロを目指すチームがそういう練習場でいいのかなという分もありますし、それならそれでいいということであれば、もったきちっと説明しないと、これは先に進まんでしょう。私はそう思いますけどね、いかがですか。

○池田総務部長

おっしゃるように、支援といいますか、話に乗ったのも、行く行く佐賀市を拠点としたプロのバスケットボールチームを発足するという話があったからでございますので、今後とも、そういう練習場、今回使っているのは地域振興部との絡みがありますので、期間、限りがありますけれども、練習場とかの相談があった場合には、そこは乗れる分の支援は

していきたいと思っています。

○千綿委員

いや、そしたら、部長、バルーナーズを支援していくというのは、努力はすると言われてはいますが、プロですよ。プロが小学校の体育館とかでよかとですか。いや、支援の仕方の問題で、先ほどずっと川原田委員が言われたけれども、じゃ、会場もななまじやなかですか。会場もななまま、拠点がない、そがんとでプロになられるとですか。いやいや、正直思うのはですよ。向こうの計画が多分あると思います。どこを本来拠点にする。さっきちょっとあったように、拠点があって、練習場が常に練習できるようにして、そして、拠点がなくてプロにはなれんとやなかですか。

○池田総務部長

一般質問でお答えしたんですけども、プロの登録するときは、ホームタウンを決めなきゃいけないので、佐賀市ですね。行く行くはホームアリーナは県のアリーナ、アリーナができる前は県の体育館ということ想定されている、この辺は県のほうも承知しているところでございます。

○千綿委員

それは一般質問でもありましたから、当然そうなんでしょうけど、アリーナができるのはもっと先ですよ、極端な話が。とりあえずで、あそこなんでしょう。とりあえずで。それで、あそこがもし使えなくなったら、アリーナができるまでどこにされるか、その支援体制とかはどう考えられているんですか。——いやいや、そうでしょ。アリーナができたら、そこがメインスタジアム、メインの会場になるんでしょうけど、それまで仮に、もう富士小学校が使えなくなるとしたときに、練習するところがないわけですね。練習するところがなくてプロを目指されているということになるんですか。

○池田総務部長

アリーナができるまでは県の体育館を使用するというで聞いております。

(「総合体育館のこと」と呼ぶ者あり)

はい。

○野中宣明委員

いやいや、県の総合体育館が使えるのであれば、部長、済みません、県の総合体育館が使えるというお答えであれば、県の総合体育館を使えばいいじゃないですか。わざわざ2,800万円も使って改修せんでよかったやなかですか。何なんですか、これ。全然つじつまが合わないですよ、執行したこととの。

○山下伸二委員長

要は工事のことを考えると、多分あと1年も使えるか使えんかぐらいですよ、今から考えるとですね。これは基金が通れば。その後は、1年後ぐらいからは県の体育館を使うならば、富士小学校の体育館を2,800万円かけて改修せんでも、そのまま県の総合体育

館を使えばよかったんじゃないですかという御質問だと思うんですけど。

○池田総務部長

ことしの県の総合体育館の——バレーナースの希望としては、週6日間連続でということところが、その辺の予定がとれなかったから、これは済みません、私が教育委員会にいたとき話があった当初は、やっぱりその年度の予定というのはもう決まっています、体育館とかは。なので、特に、ことしの分ですね、練習会場がとれなかったので、今回の富士の体育館をしていると聞いております。

○山下伸二委員長

部長、そしたら、大体1年間ぐらいを使ってもらうことを目的に2,800万円かけたという説明でいいんですか、今のは。そういう説明に聞こえたんですけども。

○池田総務部長

先ほど副市長もお話ししましたが、この後も地域振興部の事業の中で体育館には手を入れるということになっておりました。そこを中でスポーツをする部分に対して手を入れなければならない部分を先に手を入れた。何で早めたかというのは、1つは、やっぱりバレーナースのというところがございます。

○江頭委員

済みません、確認させてもらいます。池田部長がこのバレーナースの存在を知ったのはいつごろですか。

(「私が存在を知ったのは」と呼ぶ者あり)

というのはね、バレーナースが体育館、要するに練習施設をどこかありませんかというのは教育委員会に、いろんなきょうの一日中の答弁の中で、学校施設を当たったと。あなたはそのとき学校教育部の部長やったんですよ。だから、当然バレーナースのことは、あなたのところに施設を探すということは当然来ていたはずなんですよ。そう思うんですよ。でも、午前中のときの答弁には一切バレーナースの名前は出なかった。副市長が出てから、午後の説明の中で出てきて、今はバレーナースが話題になっているんですけど、さっきの中で、この工事の契約期間が2月13日、その何週間か前に所管がえですよ。教育委員会から総務部財産管理課に所管がえ。これが1月何日かわかんないけど、こんなスピーディーな取り組みというのは、目の流用、今まで聞いたことないぐらいの短期間の中にこんな流用の所管がえしてできる。というのが、今までこういうやり方をやっているんですか。

多分、僕が思うに、きょうの午前中の補正予算の審議の話の中で、本当に決算にもあなたたちは出さなかった。もちろん決算審議のときもこの内容を話さなかったということは、知らなかったんじゃないかと。今、新しい体制になったときに、この事業がこうやって進んだことを。こういう前にですよ、2月、3月に総務部がやった流用のことは本当に事務引き継ぎも何もなかったんじゃない。そういうふうにはかとられないんですね。だから、

今、池田部長、いつバルーナーズの存在を知ったかと。

あなたのところに来ていなかった、学校教育部長のところに、ここから、バルーナーズからのいろんな施設の利用の要請はなかったんですか。

○池田総務部長

現地を視察する話は来ておりました。富士の体育館ですね。

○山下伸二委員長

それはいつごろですか。

○池田総務部長

ちょっと正確には覚えていないですけども。

○野中宣明委員

池田部長、さっき学校の体育館を探されているというのは聞いたと言われたじゃないですか。それはいつですか。

(「同じころです」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

大体去年の末とか、ことしの初めとか、その辺はわかるでしょう。わかりませんか。

○池田総務部長

恐らく去年の末か、ことしの初めだと思います。

○千綿委員

教育委員会から普通財産に1月の初めに移っているじゃないですか。それはこのバルーナーズの案件と全然違うんですか。要するにさっき江頭委員が言ったように、教育委員会の体育館が一般財源に移って総務部管轄になる。総務部管轄になったから、財産活用課の予算でこれをする部分というのは、さっき江頭委員が言ったように、余りにもわかった人しかわからないですよ。わかった人しかわからないと言ったらおかしいですけど、教育委員会が予算を組めるわけじゃないですか、使わない体育館に。ですよ。使わない体育館を補修するというのはまずあり得ない。計画は企画調整部でその当時やっていた。やっていたんだけど、基本的にそれは企画調整部の大きな計画があるから、企画調整部では動けないわけですよ。普通財産にして、総務管轄の財産活用課だったら、普通財産はそこに来るから予算がつけられるというのが余りにも何かきれい過ぎて、段取りがよ過ぎるというのは江頭委員と一緒に感じて、私もそう思うんですよ。余りにもストーリーができ過ぎているというか。相談のあったのは12月ですよ。普通財産になったのは1月初旬ですよ。ということは、その前に実は判断があっているんじゃないかなと、極端な話。そうでしょう。教育委員会におられたから、普通財産にするときには協議をするわけでしょう。1月初めに——今言われたじゃないですか。教育委員会から一般財源にしたのは1月初旬と。ということは、そこをやろうと決定されたのは、実は12月の段階じゃないのかなという気がするんですよ。そうしないと、予算をつけられないじゃないですか。教育委員

会の所管だと補修はできません。だから、普通財産にして財産活用課にしました。ということは、そこにわかっていないとできないでしょう、その時期にというのは、でしょう。教育委員会におられた部長として、一般財産にするということは何らかの意図があつてされるでしょうけど、いやいや、教育委員会は要らんよといって総務部長に相談されたというのはあるんですか。

○池田総務部長

1月初旬に工事をしなければいけないという話がまとまって、1月下旬に所管がえという形になっております。

○千綿委員

ということは、平成26年に廃校になっていて、通常、そのときに普通財産にしないんですか。話、何でこの時期なのかという話ですよ。だから、12月にブルーナーズから相談がありました。そんなら、あそこがあるよと視察に行かれたのが1月初旬。

(「12月末か1月上旬」と呼ぶ者あり)

副市長が行かれたのはそのくらいということは、そこで何らかの決定がなされている可能性があるんじゃないですか。そうしないと、手続上できないわけじゃないですか。要は普通財産だから財産活用課でできるわけですね。教育委員会の財産だったらできないわけでしょう。でも、財産活用課に移したということイコールそれが前提じゃないですかということです。その前にその方向が決まっていたんじゃないですかと。意味わかりますかね。要はその方針が最初決まらなないと、何でこの時期に普通財産に行くんですかという話になるじゃないですか。今まで平成26年に廃校になって、ずっと教育委員会が持っていたわけでしょう、実際は。普通財産に行くということは、何らかの意図があつてしか行かないじゃないですか。ということは、その判断はもっと前にあつたということでしょう。そうじゃないんですか。

○池田総務部長

それが1月初旬の旧富士小学校体育館に手を入れるという意味決定です。

○千綿委員

済みません、聞きたいのは、1月初旬にその意思決定をされているわけですね。ここでいくとされているわけですね。

ということは、そこで起案からですよ、相談を受けたのは12月中旬ですよ。起案して方向性を決めたのが1月初旬ということでもいいですか。

○山下伸二委員長

確認のために答弁をお願いします。

○池田総務部長

そのとおりです。

○山下伸二委員長

12月中旬に相談を受けて、1月初旬には方向を決定していたという答弁です。

○野中宣明委員

いや、すごいですね。対応が早いなと思って。

ちょっと今の関連というか、あれですけど、いわゆる決定の流れでいくと、さっき総務部長が言われたように、最高決定権者は市長と言われましたよね。これは市長が決められたんですか。今言われた方針というのは、これは誰が決められたのか。市長が最高決定権者、まずここを。

○池田総務部長

最終の決定は市長になります。

○野中宣明委員

もう少し具体的に。市長がわかったと言われて、じゃ、進めなさいという指示があったんですか、市長から。

○池田総務部長

そのように聞いております。

○野中宣明委員

そうなると、こういうやり方でいきますと、いわゆる予算もこういう形で、何ですかね、持ってきてやるからとか、あと、議会に報告していないんですよね。じゃ、議会に報告しなさいとか、そういう指示もなかったのか。ちょっともう少しそこら辺の、市長がどうかかわってあるんですか。

○山下伸二委員長

12月中旬に相談があって、1月初旬にはもう決定されているわけですよ。その間に市長に相談されて、市長がわかったという話をされているという今の話の整理ですよ。その間に議会に説明する必要性とか、どういう手続をとれとか、そういうことは市長は何も言わなかったんですかということが多分疑問として言われていると思うんですけれども。

○池田総務部長

済みません、ちょっとその辺のことを私は聞いて、引き継ぎとかは受けておりません。

○野中宣明委員

これは、いわゆる役所の運営そのものにかかわってくる話なんですね、決定権者、もうはっきり言われたように、市長が言われた、指示を出された。その流れ、要するに普通財産に組み替えたりとか、また、こういう予算の使い方をする、そして、議会には報告がなかった、この一連の流れは、市長はわかってあったのか、それとも、市長抜きでどこかで誰かが決めて流れたのか、ちょっとそこら辺を知りたいんですよね。これをわかる方、ちょっと答えを求めたいんですけど、どうなんですかね。

○山下伸二委員長

決算なんですけれども、当時、処理した方がいらっしゃらないので、確かに12月中旬に

打診があって1月初旬には方針を出されていると。非常に迅速なところに不可解さがあるんだけれども、そこら辺、当時の担当部署と、それから市長とのやりとりがどうだったのかというのを明らかにしないと、確かに決算については審議できないと思いますので、これはまた当時の総務部長を呼んだほうがいいですかね、皆さん。

(「呼ばんばわからんよ」と呼ぶ者あり)

呼んだがいいですよ、今の担当では答えられんですよ。平成29年度の決算審査に当たっては答えられんですよ。そしたら、そこら辺はもう一回確認します。

それで、済みません、実は13時過ぎから執行部が研究会案件で待機されています。これはどれくらいかかるかわからないですけれども、もしよければ、来週の月曜日、視察して、採決・まとめをして、その後、全員協議会があります。全員協議会は議会報告会のまとめについてですので、それが終わった後に委員研究会をやるという方法もあるんですけれども……

(「代表者会議もある」と呼ぶ者あり)

代表者会議がある。代表者会議が終わった後にやるという方法もあるんですけれども、どうしましょう、まだ時間がどれくらいかかるかわからない……

(「それしかなかできんでしょう」と呼ぶ者あり)

いや、委員研究会。

(「研究会も終わらん限りは……」と呼ぶ者あり)

いやいや、研究会であると代表者会議のほうが先かなと思いますので。

(「どっちでん、きょうはできんよ。待たせるわけにはいかんやろう」と呼ぶ者あり)

今まで待ってもらってあれだったんですけれども、それじゃ、そういうことでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

じゃ、済みません。

そして、執行部のほうには改めて副市長に来ていただきたいと思います。時間はどれくらいかかりますか、すぐ来てもらえますか。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

休憩とりましょうか。

それでは、16時10分に再開します。

◎午後3時57分～午後4時10分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開しますが、先ほど決算以外の審査について現地視察の申し出があっておりました。きょう、金曜日のこの時間になりましたので、バスの手配がありますので、10月1日の8時半、議会出発。あとの全協協議会等がありますので、早いんですが、8時半に議会棟前を出発ということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように手配をお願いします。

それでは、平成29年度決算の歳出2款1項8目財産管理費3,000万円のうちの約2,800万円、富士小学校跡地の整備に使われた件について、今、決算審査のやり直しをさせていただいておりました。

経緯について説明を受ける中で、昨年12月中旬ごろにブルーナーズから使用したいという申し出があり、1月上旬には改修する方向性が決定をしたと。その間、非常にタイトなスケジュールの中でやられているんだけど、誰が起案をして、市長にどういう説明があって、市長からはどういう話があって、このような短い期間の中で事業が進められたのかということについて、当時の畑瀬部長のほうから説明をいただきたいというふうに思います。

○畑瀬副市長

私が現地を見て、この体育館を改修すれば使えるという判断をした時点で、財産活用課の当時の野田係長、野田現副課長と大野係長に指示を出しました。それをもとに、野田副課長が決裁を書いております。

その決裁を上げる前に、私のほうが市長に話を直接しまして、先ほども申しましたが、市民会館の解体費が購入者が解体するということで予算残が出ているので、このお金で改修をさせてほしいと、流用でさせてほしいと、そういうことは市長に報告しております。

それで、その後のことは事務的な話ですので、私のほうで全て進めさせていただいております。

○山下伸二委員長

ということは、市長に相談された時点で、市長からはそれを了解したと。例えば、その方向性について議会に報告をしたほうがいいのか、そういったことについては話はなかったということによろしいですか。

○畑瀬副市長

先ほど私もこの件で市長に報告しましたが、市長からは、報告しとらんやったとかと怒られて、基本的には総務部長がそういうのは全て行うもんだということを市長はおっしゃっていました。申しわけございません。

○千綿委員

今、副市長が言われた、教育委員会の財産だった土地を普通財産に変えたのが1月中旬ぐらい。

(「下旬です」と呼ぶ者あり)

下旬ですね。そいぎ、当然ながらその前に決定せんばいかんですね。普通財産にするということは、教育委員会では改修の予算がないじゃないですか。基本的に廃校になっているわけだから、ないわけですね。財産活用課にならんと総務部の予算というのは使えない

じゃないですか。ということは、1月上旬に普通財産になったんでしょう。中旬かな。普通財産にしたと。その前に方向性を決定しないとおかしいわけですね。だから、その方向があって普通財産になったわけでしょう。教育委員会から普通財産に行きました。普通財産になって、財産活用課の予算で改修をしますということは、使うことが前提じゃないですか。当然ながら使うことが前提ということは、そこで市長も了解しとかんとできませんよね。

1つあるのは、あそこを使うということは、イコール、プロバスケットチームの支援はいいです。支援していったほうがいいと私も思います。ただ、あそこはもうあと一、二年しか使えないですよ。県のアリーナができるのはまだ先でしょう。まだもっと先ですよ。そしたら、あそこが使えなくなったときは総合体育館を使うという話を聞きましたが、総合体育館で平日の9時から13時までというのは、使えるように話ができているんですか。

というか、要はですね、もしあそこがなくなって、アリーナのオープンまでどこで練習するのかという話に当然ながらなりますよね。そのときに、プロを目指すのであれば拠点が必要だから、それはアリーナができてからはいいと思いますけど、常時練習しないとだめじゃないですか。そのときに、とりあえずで小学校の体育館を改修しました。あそこは計画が今ありますから、使えなくなったときに、そういう支援の仕方でもいいんですか。プロバスケットチームを支援していくという方向性というのは。場当たりのだと思うんですよ。要するにアリーナができるまでの措置をとりあえずしたということにしか見えないわけですね。それで本当にプロで頑張っていけるのか、それが佐賀市の支援の仕方のかという話になってきてしまうんですけど、そこはどう市長に説明されたんですか。

○畑瀬副市長

将来的なことまでは市長に話しておりません。当面、社会人リーグに参戦するに当たり、選手を集めるに当たり練習会場が要ると。ですから、当面という話を私はしております。

ですから、社会人リーグに参加しないとB3には行けませんので、B3ぐらいまでの支援のことでしています。

○千綿委員

済みません、市長にそういう方向でいきたいと言われたのはいつなんですか。12月中旬に相談がありますね。12月中旬に相談があって、1月中・下旬に一般財源に移しているわけですよ。ということは、一般財源に移す前にその話が市長のオーケーをもらわないとできませんよね、通常。市長に了解いただいたのはいつなんですか。

○畑瀬副市長

ちょっと正確な日付は今記憶していませんけど、多分12月中にはもらっていると思います。

○千綿委員

ということは、当時畑瀬総務部長と市長で了解をしたということでもいいんですか。一定

の方向性をそこで市長の了解を得たということでいいんですか。

○畑瀬副市長

そういうことでございます。

○江頭委員

今回、昨年12月に要請がブルーナーズからあった。所管替えが1月下旬ですよ。契約が2月13日。契約するということは、この工事に関する見積もりだとか、あれこれやると1月中旬には設計段階に入らなければいけないじゃないですか。普通12月中旬からという、本当に正月休みを挟んで非常にタイト。こんな短い期間でこのブルーナーズに対する支援、私は今回、一般質問で初めて名前を聞きました。以前からブルーナーズに対する支援というのが出てきていたら、私たちはそんなに不思議に思わないんですけど、今回、初めて名前を聞いて、こんなに短い期間の中でこういう支援体制をとる。そして、とる割には、これだけ大事な――多分、副市長にとってはブルーナーズを物すごく大事に考えられたとしか思われないんですよ。重要だったら重要であればあるほど、議会への丁寧な説明というのは絶対必要だと思うんですね。それもない。決算審議のときも出てこない。今、決算審議なんですよ、これ。やり直しをやっているんですよ。この辺のことをね、これだけ副市長、今まで経験豊かな方が。今、あなたの説明を聞いていると、ほとんど総務部長時代のあなたの市長との話の中で、この短期間にこれだけ進んだというのは、あなたにとっても大事な案件であればあるほど、私たち議会への丁寧な説明は不可欠だと思うんですよ。その辺はどういうふうに考えられているのか。また、ブルーナーズに対して副市長はどういう思いがあって、この重要な手続になったのか、その辺をもうちょっときちっと詳しく説明してほしいと思います。

○畑瀬副市長

本当におおびしかないんですけれども、ただ、ブルーナーズの結成が4月20日でしたので、記者会見前に私どもが情報を議会にお伝えすることは控えていましたので、それはその後でもまだ時間がありましたので、報告すべきだったと思っています。

体育館の改修に、ブルーナーズに対する思いは、やはり佐賀からB1トップチームに上がるようなチームをぜひ出したいという思いで支援を続けていきたいと考えております。

○江頭委員

私は今のあれじゃないです。この時点、僕らは今決算審議をやっていますので、こんなタイトな時期に、歳末から正月を挟んで年明け、非常に皆さん忙しい時期にこれだけのスピーディーな流用をやったということは、よほど副市長にとっては大事な案件だったんでしょうねということで、そういう部分のブルーナーズに対する思いというのを聞かせていただきたい。この流れとともにですね。

普通、誰が考えてもこんな期間の短い流用は――私はそこまで詳しく、執行部のほうじゃないんですけれども、こんな事案は初めて。これだけ短期間にこれだけの事業が行われて、

全く私たちにも報告もないというのは初めてのケースですので、このあたりはもうちょっと丁寧な説明が必要だと思うんですけど。

○畑瀬副市長

私がもし急いだとすれば、ちょっと選手募集はいつするか知らないんですけども、チームの発足が4月中旬ぐらいと決まっていたので、逆算すると、1月上旬には意思を固めて事務手続に入らないといけないという思いがありました。

それと、富士の振興のためにも、あと、富士小学校の活用のためにも、これは決して無駄な工事ではないという思いがありましたので、私は判断をいたした次第でございます。

○江頭委員

当然、富士小学校の問題というのは副市長は御存じだったんですよね。平成26年の廃校以来の物件で、いろんな地元の人たちとの話し合い、議会の中でも説明もありました。その中で、この体育館の部分でも、先ほど昼間も古賀地域振興部長が言ったように、体育館は今回の生産性革命ですか、補助の対象にならなくても過疎債で対応すると、これは何回も皆さんたち——それでもできたんですね。当然そちらのほうが2,800万円というお金をわざわざ捻出しなくてもできた話なんです。だから、その部分というのは、富士の皆さんのためにというのは、今回は計画に上がっていた話なんです。だから、そこはちょっと副市長、言葉が違うんじゃないかなと思うんですけども。

○畑瀬副市長

そもそも基本構想の中でうたってありましたので、早く工事することは地元が悪い話じゃないと私は判断したということをお願いしたかったです。動機はバルーナーズの練習会場がなかったということは同じですけど、前倒しすることが地元にとってマイナスではないと私は判断しました。

○江頭委員

普通に考えたら、これだけの大きなお金を使う富士小学校の全体的な構想があるわけですよ。その中の一環ですよ。そのためにも体育館をどう変えるかというのは、確かにこのバルーナーズが出てきたからこしかなないという感覚でやられたんでしょうけど、これはずっと企画調整部だったですね、この構想は。今、地域振興部なんですけど。こうやって積み上げた構想を、個人的と言ったら失礼ですけども、そういう発想でね、議会との話もない、住民の皆さんたちとの地域の話し合いもない中で、ぼんとした意見で、一部であって変えるというのは非常にまずいやり方だと私は思うんですけどね。

全体的な富士小学校の構想というのが上がっていたんですよ。それをその部分だけ、幾ら富士町のためにも、皆さんのためにも、今回の体育館の一部改修というのが、バルーナーズのためであっても何でも、構想をそういうふうにしてぼんと変えるというような感覚で私はとったんですけども、それというのは非常に乱暴じゃないかなと思うんですよ。これだけ今まで積み重ねてきた案件だから、余計ですよ。

その辺はもっとやっぱり慎重に私たちとも議論をすべきだったろうし、地元の人たちにもこの体育館だけを改修しますという議論は全然ないはずですよ。私たちにもしていないから、当然、地元の人たちにもしていないはずですよ。それで勝手にこの構想の一部が変わるとするのは非常に納得しがたいところなんですけど、その辺はどうなんですか。

○畑瀬副市長

構想を変えたことはございません。それは整備を判断する前に、構想でどうなっているのか、体育館として使う、そのために必要最小限の耐震と床の一部補修、あと、バスケットのゴールリングとか、必要最小限のことをさせていただいているつもりです。ですから、構想に従って、構想に入っていることを前倒しで整備させていただいていると。ですから、構想を変えたつもりは全くございません。

○江頭委員

今回、富士小学校の構想のいろんな具体的な案というのは、これから私たちに上がってきますよね。基本的にそうでしょう。私はここで今回、補正予算のときに、体育館は多目的なんて書いてあったかな、そういうふうな部分しか私たちに説明はないんですよ。構想があって、また基本計画というのは出せるから、それは副市長が考えていただけの話であって、その体育館をどういう形に変えるというのは説明があったんですかね。

○山下伸二委員長

イメージとといいますか、富士小学校跡地の基本構想については、ことしの4月の総務委員研究会で説明を受けております。基本構想はですね。

○江頭委員

具体的な体育館の計画というのは、なかったはずなんですよ。だから、今の副市長の答弁に私はちょっと違和感を感じるんですけど。

○山下伸二委員長

基本構想については、体育館をこういうふうにしますというイメージは説明を受けているんですね。ただ、具体的な計画がなければ、バレーナースが使うように整備すること自体が計画にのっとっているかどうかかわからないでしょうということでしょう。だから、その計画をどの時点で把握をされたんですか。私たちには構想は示されていますけれども、計画自体はまだ私たちには示されていないと思うんですけども、計画には反していないということがどういうふうに判断されるのかなというのはちょっと今の説明では……

○畑瀬副市長

私は構想を変えたつもりはないと言いまして、構想では体育館として使用するということでしたので、当然、耐震工事と床は何に使うにしても工事をしないといけないと判断したということを言っております。

○山下伸二委員長

基本構想の範疇で工事をすれば、それは基本構想を変えることにはならないという判断

ですね。

○畑瀬副市長

十分な議会への説明をせずに予算を執行したことについては問題だと思いますが、ただ、私の個人的な考えで構想を大きく変えるつもりとかは全くございませんということだけは言っておきたいです。

○千綿委員

いや、副市長、地元のためになると言われましたけど、実績をさっき言われて、使われていないんですよ。地元のためになっていないじゃないですか。

それで、なおかつ2,800万円のうち、本来、一緒に合体ですれば過疎債ということで7割の交付税措置があるわけじゃないですか。それを蹴ってまで一般財源でやるということですよ。だから、約2,000万円の交付税措置を蹴ってやられた。それを支援といえば支援なのかもしれませんが、そこがね、やっぱりちょっと待ってよ、議会に何も説明はあっていないのという話。今まで一切なかったんですよ。3月定例会でもない、6月定例会でもない。決算でもなかったんですよ。補正の話の中でこれが浮かび上がってきたんですよ。それはどう考えてもおかしくないですか。

だから、僕たちからすると株式会社サガススポーツクラブと何らかのつながりがあって、便宜を図ったような感じにしか見えんわけですよ。つながりか何かあるんですか。

○畑瀬副市長

何といいますか、つながりといいますと、竹原稔取締役とはサガンドリームスをずっと私が秘書課長時代から支援していますので、それはありますし、このブルーナーズの構想についても、きちっとした実績がある経営者ですから、その経営者がB1に行くと言えばB1に行くだろうという信頼は当然ありました。それだけでございます。

○山下伸二委員長

いいですか。

さっきのに関連して、千綿委員から資料請求のあった運営主体である株式会社サガススポーツクラブの役員名簿が出ていますけれども、これに関してはよろしいですか。

○野中宣明委員

済みません、この会社は社員は何名いらっしゃるんですか。3人ですか。3人しか上がっていないんですけど。

○畑瀬副市長

これは役員名簿ですので、社員数は把握しておりませんが、主にナチュラルライフ、らいふ薬局を経営している中で、バスケット経験者がおりますので、薬剤師とか、その人たちが、ボランティアじゃなくて、業務として、ここの遠征とかについていっていることはあると思います。ですから、社員として専属の社員が今いるかどうかはちょっとわかり

ませんし、いてもほんの——専属の社員はまだいないと思います。

○野中宣明委員

ということは、この会社は3名の会社ですか。でも、中尾清一郎さんは佐賀新聞社ですよ。

(「役員が3名」と呼ぶ者あり)

ああ、ごめんなさい、役員は。社員はいない。

○山下伸二委員長

社員はいないということなんですけれども、審査をする中で、確かに運営主体は株式会社サガスポーツクラブなんですけれども、バルナーズというチーム自体には社員とか役員というのはいらっしゃらないんですか。バルナーズの役員というふうに話をしています、そのところは説明できますか。

○畑瀬副市長

さっきちょっとあれですけど、社員とすれば、選手がおりますので、選手は雇用関係にあると思います。ですから、運営スタッフはナチュラルライフという薬局チェーン展開をしているところから出しているということです。社会人リーグですから。プロじゃないので。

○山下伸二委員長

先ほど言いました、ということは、これは運営主体ですけども、バルナーズには役員とか、そういった制度はないということですね。ここに雇用されている形で皆さんがバスケットをやっていると、そういうことでよろしいですね。

○畑瀬副市長

バルナーズというのはチーム名ですので、運営会社は株式会社サガスポーツクラブです。

○野中宣明委員

もう少し参考にお聞きしたいんですけど、竹原さん、要するにサガン鳥栖の運営会社の社長ということですけど、そしたら、サガン鳥栖のサガンドリームスですかね、運営会社の子会社か何かになるんですか。その系列会社、これは大体どういう実態なんですかね。所在がどこにあるのか、もう少しそこら辺を。

○畑瀬副市長

サガンドリームスとは資本関係がないと聞いております。全く独立した会社です。

○山下伸二委員長

竹原さんは役員を兼務されているということですね。

○畑瀬副市長

兼務です。それで、所在は佐賀市中の小路1-14です。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

出していただいた資料、これで出していただいていますけれども、決算に係る資料として出していただいていますので、後で決算資料の頭をつけていただいて、ペーパーとしては配らずに、サイドブックスの中に入れさせていただくということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにこの件の決算に係るところについて御質疑はございませんか。思い残すことないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これで平成29年度決算、歳出の2款1項8目財産管理費に関する決算の審査を終了させていただきます。

執行部の皆様は退席いただいて結構です。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、決算審査についても終了いたしましたけれども、採決につきましては来週の10月1日、現地視察後になります。ただし、そのときに、委員長報告についてはもちろん議論させていただきますけれども、決算審査のやり直しについて先ほどさせていただきましたので、この中身について、事務事業に関する提言とは別に附帯決議としてつけるかどうか、その辺について、そのときに議論をするとなりますと作業が間に合いませんので、皆さんの御意向を伺っておきたいと思っておりますけれども、附帯決議としてつけた方がいい、いや、必要ないというところについて皆さんの御意見があればぜひお伺いしたいと思うんですけれども。

○千綿委員

一応地方自治法にはですね、法的な拘束力は、決算で否決されても別に問題はないわけですよ。ただ、第233条の中で、否決をされた場合においては、当議決を踏まえて必要と認める措置を執行部が講じたときに、速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないとなっていますので、認定という言葉がいいのか、否決という言葉がいいのかわかりませんが、そういう点もあるのかなという気も今はしております。

○山下伸二委員長

認定するしない、賛成、反対については1日にとります。賛成が多数だろうが、反対が多数であろうが、附帯決議に盛り込んだほうがいいのかどうかです。

○千綿委員

ああ、そこだけ。

○山下伸二委員長

そこだけです。賛否はそのときに問いますので、それまでにそれぞれの各会派に持ち帰

っていただいて、決算審査に対する態度については調整をしていただきたいと思いますけれども。

○江頭委員

こういう決算のやり直しというのは私も初めてなんですけど、こういう事態が起こったことにおいて、まず附帯決議は当然つけないとおかしいし、何らかの形で、やはりこれを——全く出ていないわけですね。決算の中身として、この流用の説明がなかったことが、こちらから要請して出したということは、この事態がまずおかしいことをきちっとやっばり執行部に認識させなければいけないことが1つあると思うんですね。

それから、何回説明を聞いても、この短い期間に、そして、バルナーズというのが本当に佐賀市にとって物すごい重要な案件であったら急がなくちゃいけないこともあるんですけど、私たちに存在すら知らないような形態の支援というのが、本当にこういうのでいいのかというのは、やはりこういう状況で出てくるというのは非常に不可解だというふうな部分があるから、当然そういったところでの附帯決議はやっばりつけていかないかんじやないかなと私は思う。

○山下伸二委員長

わかりました。

いずれにしても、認定するしないのところとかかわってくると思いますけれども、きょう審査を終了して、来週の月曜日には附帯決議の分も含めて、前段、5、6、7でいただいた附帯決議についてはきょう確認をいただいたんですけども、この分については今から文案をつくって、月曜日に改めて皆さんにお示しをすることになると思います。もちろんやりとりがありますので、時間がかかるとは思いますけれども、それまでに準備をさせていただく。準備をさせていただいた上で、その附帯決議をつけるかどうか、そのときに皆さんの採決で附帯決議をつけるという方向性でいきたいというふうに思いますので。

○江頭委員

現地に行ったら、また気持ちが変わるかもしれないですよ。いや、またひどくなったと。また議論せないかんようになる。また呼ばなければいかんかも。それもあつね。

現地視察して、また新たにあるから呼ぼうということもできるわけですね。

○千綿委員

閉めていないから。

○山下伸二委員長

要は現地視察に行きますので、現地視察がきょうの審査、要は決算以外の審査のところの視察になりますね、月曜日に行くのは。

○江頭委員

決算。

○山下伸二委員長

決算以外の審査の現地視察なんですよ、行くのは。

○千綿委員

ああ、補正予算の。

○江頭委員

決算では行けないわけ。

○山下伸二委員長

いや、94号の基金の創設の条例と90号の補正予算のところではしています。ただ、言われることはわかります。決算の審査のし直しをしていますので、それも含めてということで、それでできると思いますけど……

○江頭委員

いや、決算審議のやり直しの中で行きたい、僕はそういう思いで……

○山下伸二委員長

ごめんなさい、私がお諮りしたのは、本日の審査に関してですね、要は決算審査をやり出す前に、決算以外の審査を閉めるときに、その審査に関してありませんかという話をしましたので。

ただ、今、改めて決算の審査をし直して、そのことも踏まえやりたいということなら、それは全然構いません。でも、一番最初に諮ったときは、あくまでもきょうの前段の審査を踏まえてということでお諮りしましたので。

○江頭委員

私は改めて決算の再審議をしたから、改めて現地視察と。

○山下伸二委員長

だから、もちろんきょうの補正予算、それから、条例の基金の創設のところも含めて、そして、きょう決算をし直したところを含めて、月曜日にしていただいて結構です。

それで、9月7日に決算審査を終えて、皆さんからの防災無線のことについて、こういったことがあったので、こういうふうにしななければならないという御意見を箇条書きでいただきました。今回もある程度——やりとりがかなり長時間にわたりましたので、ポイントをですね、こういったところをこうだったから——意見・提言を行う必要性、理由・背景、そして、案件に対する提言、これをちょっと皆さんから改めて聞いておいたほうがこれから作業がしやすいとか、それがなくなかなか作業がしにくいものですから、まず、今回は2款1項8目の財産管理費、ここに対するということにさせていただくということでまずよろしいでしょうか。全体ではなくて、今、決算審査をやり直しましたね。平成29年度の歳出の部分について意見・提言を行うということで確認をさせていただきます。

行う項目については、目のところをとりまして、普通財産等管理経費についてということで項目を挙げさせていただきます。その上で、ここについて意見・提言を行う必要性、理由・背景等について皆さんからの御発言をいただきたいというふうに思います。

○千綿委員

まず、一番大きいのは、結局、議会に説明があっていないということが一番じゃないかなと私は思います。今まで一切あっていないわけですね。サガスポーツクラブの支援が4月に発表された後でも、6月定例会でもあっていない。決算でも説明すらあっていないということについて、議会との信頼関係がはっきり言ってなくなっていると私は個人的には思います。だから、そこが一番問題だと。

○山下伸二委員長

目内で予算の流用がされていますね。そのことについて議会に対する説明がなかったということですね。説明されていないということが理由として挙げられると。

ほかに何か皆さんから御発言ございませんか。

○川原田委員

余り長時間議論しよったから、何かぐちゃぐちゃなっているけど、今それをすぐどうまとめろというのね。でも、基本的には、やっぱり今、千綿委員が言ったように、これはきちんとその都度その都度報告をするとか、それは毎回言っているんだけど、それをやらなかったというのが一番原因なわけであって、バルナーズを応援しようが支援しようが、それはどうでもいいことやけんね。でも、こういうことでやりますということをしていない。やっぱり議会と執行部の信頼は、本当にこういうことでやったらどうなるかなというところをしっかりと伝えていかないと私はいかんなど。

はっきり言って、きょうあんまり議論し過ぎてぐちゃぐちゃになっているけど、これは議会の議長、副議長はなめられてしまっているかなと、委員長、副委員長は何なのかなと、私はずっとこの議論の中でそればかり感じよったもんで。

○山下伸二委員長

それじゃ、今、説明があっていないというのが一番だと思います。それプラスですね、今、議論をしていく中で、小学校自体が今後、市として全体的、総体的に整備していくことをずっと議会には説明してきたわけですね。それなのに、計画にかかわることなのに、そのことについての説明がなかったということも1つ大きいですね。予算の流用と、計画を今まで説明していただいているのに、そのことに対する説明もなかったということ、この2つは大きいかなというふうに思います。

あと、バルナーズがそのきっかけとなったんだけど、結果として地域の活用はなされていなかったということですね。これは決算に入るかどうか、ちょっとなかなか難しいんですけども、その辺のところについては、きょうの補正予算のところの委員長報告に入れるべきなのかもしれませんけれども、結果として地元には何も使われていなかったということも問題は大きいかなというふうに思います。

○川原田委員

ドローンは……

○山下伸二委員長

ドローンは、民間企業がドローンの研修のために使ったというのが6日間あったということ。

問題としては、そういったところですかね。いろいろ細かく掘り下げると、またいろいろあったと思うんですけども。

○千綿委員

どうも、結局、副市長になられた前総務部長を呼ばなければいけないということイコール、決定されたところが物すごく不透明というか、全体的な市としての決定なのかなという疑問が私は湧くんですけどね。だから、総務部長と市長が決断して、あと何も知らないというような感じがしてならないんですけどね。要するに決定機関がちゃんと機能していないとか、要は説明不足イコール、何ですか、わからないから言われたいという部分もあると思うので、そこら辺も含めて私はあると思います。

○山下伸二委員長

わかりました。今回の決算審査のやり直しが補正予算の審査の中で出てきたところであって、本来は決算審査で説明すべきところが、機構改革だとか所管がえがされる中で十分に引き継ぎがされていなかったのではないかと。そういうことで改めて前部長を呼んで決算審査をし直さなければならなかったというのが1つですね。だから、そこら辺、ちゃんと引き継ぎをして、市全体の意思として事業をすべきだという提言に結びつけるということですか。

○千綿委員

そうです。要はガバナンスが徹底していないわけですよ。本来であれば現総務部長が説明すべきところなんです、当然ながら決算委員会で。それもなされていないわけですよ。ということは、イコール、多分引き継ぎがなされていないという可能性もあるわけで、そこはやっぱりちゃんとしていくというのが本来の姿だと思うし、本来そうならんといかんとですよ。

○山下伸二委員長

たまたま総務部長が今、副市長として残っていらしたので来ていただきましたけれども、やめられていたら来てもらえないわけですからね、その決算に係るところについてはきちんと引き継ぎをしながら、全体の構想を佐賀市の執行部全体として引き継ぎをしてもらうと。もちろん細かいところについてもですね。そのところが徹底されていなかったということについては、1つの背景かなというふうに思います。

そんなところですかね。あんまりいろいろ言い過ぎると……

○千綿委員

前段で議会にと言いましたけれども、多分地域の方にも説明はあっていないと思うんですよ。そこは一緒に、議会並びに地元も当然あっていないので、そこも議会だけという

何か語弊がありますので、地域の方も含めてあっていないので。

○山下伸二委員長

地域、議会に対してですね。

今、出てきました。予算が流用されたことについて、まず十分な説明がなされていないということ。それから、これまで一体的に整備すると言ってきた富士小学校跡地の整備についても、その過程の中でも説明が一切なかったということ。それから、市全体の意思として、その事業の考え方が引き継ぎが十分なされていなかったということ。そういったところがポイントというふうに、提言を行う理由・背景ということでもよろしいですかね。

そのことに対して、それに対する意見・提言についてもう一回皆さんから。今、問題点が出てきましたよね。だからどうして下さいということを経営部のほうに附帯決議としてつけますので、その件について何か皆さんからの御発言をいただきたいと思っておりますけれども。

○重松委員

予算流用は最終的には市長の最終決定ですね。その前に、ある程度部長が判断して科目流用を今やっているわけじゃないですか。その前に、はっきり市長に確認をとって、それからこういった形で進めたいと思いますということで、ぴしゃっとした流用の理由とか、そういうのもして承認を得るという形で進んでいかないと、事前に部長判断で科目流用して、こうしますよと。市長は、ああ、わかった、わかった、それでいってくれというような形になりますので、やっぱりそこら辺の市長のきちっとした判断をもらって、それから流用なら流用をするということじゃないとだめじゃないですか。

○山下伸二委員長

今の前総務部長の話からいきますと、市長には相談をして、それをオーケーだという話はいただいたと。ただ、市長としては、そのことに対する議会への説明は当然総務部長が行うものだと思っていたので、今、報告しに行ったら、その点については注意されたということですので、市長と総務部長の中では話はできていた。その後、総務部長なりから、きちりと議会なり委員会なりに報告があるべきだったろうというふうに思いますので、やっぱりこういった大きな変更があるとか、特に、富士小学校跡地の活用というのは市民全体の関心事でもあります。そこの中の一部を改修するわけですから、特に、そういったことについては議会に対して説明を求めるということ、それからもう一つが、先ほど言ったように、市の大きな方向性に係ることですから、例えば、組織改変があったりだとか所管がえがあったとしても、一番最初にどういう考え方で予算を組み、方針をつくったかということについては、きちっとやはり引き継ぎをして、担当が変わったとしても議会に説明できるような体制をとることと、こういったところが提言かなというふうに思いますけど、そんなものでどうでしょうか。

そこら辺を取りまとめいたしまして、きょうじゅうは無理だと思いますので、月曜日、

皆さんがバスに乗ったときには案文を出せるように、なるべくしたいと思いますので、それを踏まえまして、10月1日には採決を行いたいと思います。

ほかに皆さんから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それで、視察は特に危ないところはないということですので、今の格好で大丈夫です。作業服とか安全靴とかは必要ありませんので、iPadと筆記用具と持ってきていただければというふうに思います。

ほかに皆さんからございませんか。よろしいですね。ないですね。

それでは、これもちまして本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。